

6．環境・エネルギー

1 電力需給ひっ迫への対応【最重点】

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 環境局・総務局)

- (1) 需給状況に関する具体的かつ詳細な情報公開を行うこと。
- (2) 省エネ・節電の取組促進に向けた情報提供及び支援を行うこと。
- (3) 電力需給ひっ迫等に係る情報を確実かつ広範に周知すること。
- (4) 需給ひっ迫時に都民、事業者等に求める具体的な節電行動を周知・徹底すること。
- (5) 小売電気事業者が行う節電マネジメント(デマンドレスポンス)への支援を行うこと。
- (6) 電力需給の安定的運用及び電気料金の高騰抑制対策を講じること。
- (7) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等を速やかに情報提供すること。
- (8) 都が推進しているH T Tの取組に対して普及啓発や広報など具体的な支援を行うこと。

<現状・課題>

ロシア・ウクライナ情勢により原油高騰やガスの供給不安など、エネルギーを取り巻く環境が大きく変貌した。アメリカはロシア産の原油の輸入を停止、イギリスも年内にかけて段階的に停止し、中東など他地域での調達への転換を目指している。EUの欧州委員会是对ロシア制裁第6弾を提案する(ロシア産原油の禁輸)など、原油やガスなどのエネルギーの争奪戦が始まっている。

我が国のエネルギー安全保障という課題が顕在化させられる中、深刻な気候危機と長期化のおそれがあるエネルギー危機という2つの危機に対応していくことが必要となっており、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の役割が決定的に重要である。

本年3月、都内に電力需給ひっ迫警報が発令された際には、都民、事業者等の協力により当面の需給バランスは緩和されたが、福島県沖地震による発電所の停止等の影響により、電力供給力全体としては減少傾向となる見通しとなっている。今夏、今冬における電力需給についての厳しい見通しが示されるなど、電力の危

機的な状況に直面している。この状況を克服できるか否かは、東京のみならず、我が国全体の社会経済活動に大きな影響を及ぼすことから、危機感を都民、事業者、自治体等と共有し、力を合わせて目前に迫る危機を乗り切っていく必要がある。

< 具体的要求内容 >

(1) 需給状況に関する具体的かつ詳細な情報公開

電力需給ひっ迫の回避に向けて、都民、事業者等に節電等の協力を求めるためには、その背景となる情報の適確な公開が必須である。

このため、電力の供給量及び需要量の見通しについては、確定値に近い数値だけではなく、発電設備ごとにどのような想定のもとで推計したのかも含め、国として、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

また、最大需要だけではなく、季節や気象との相関や、主体別のロードカーブとの関係など、具体的かつ詳細な情報を提供すること。

(2) 省エネ・節電の取組促進に向けた情報提供及び支援

電力需給ひっ迫への対応として、また、この危機を機会に変えて脱炭素化の着実な推進につなげていくためには、都民、事業者等が、過度な負担なく継続的に省エネ・節電を進めて行くことが必要である。

このため、前項の情報公開にあわせて、節電の必要性について速やかに都民に周知すること。

また、具体的かつ詳細なロードカーブとの関係を踏まえた、主体ごとのメリハリのある「賢い節電・省エネ」の普及啓発を行うこと。特に、小口事業者及び家庭向けに求めたい具体的な対策を早期に整理し周知すること。

更に、主体ごとの節電・省エネ効果を把握し、成果の実感を通して更なる取組を促すために、スマートメーターで得られる情報をタイムリーに公開する仕組みを整えること。

(3) 電力需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

早期の詳細な情報公開や、その情報を踏まえた省エネ・節電の取組促進にもかかわらず、電力需給ひっ迫に陥るおそれのある場合には、都民、事業者等に対し、一定の時間的余裕をもって、より一層の節電・省エネ等の協力を呼び掛けることが不可欠である。

本年5月の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会では、既存の需給ひっ迫警報に加え、より早期の時点から段階的に需給ひっ迫に関する情報発信を行うこととして、新たに需給ひっ迫注意報の発令及び需給ひっ迫準備情報の発信について示された。

需給ひっ迫の度合いを示すこれらの情報については、対象となる都民や事業者に確実に届いてこそ効果を発揮するものであることから、需給ひっ迫警報、注意報及び準備情報の発令、発信に際しては、国が責任を持ってあらゆる手段を講じて確実かつ広範な周知を行うなどにより、広く都民、事業者に対して電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

加えて将来に向けては、需給状況の予測精度のさらなる向上や、十分な精度を維持した上での予測の早期化など、都民、事業者等が必要な対応を混乱なく取ることができる環境の実現に取り組むこと。

(4) 需給ひっ迫時に都民、事業者等に求める具体的な節電行動の周知・徹底

電力需給ひっ迫が差し迫った際には、政府や地方自治体はもとより、都民、事業者等における迅速かつ効果的な節電行動が、危機を乗り切る上では重要である。

都民、事業者等の需要家が効果的な対策を迅速に取ることができるよう、需給ひっ迫警報、注意報及び準備情報の発令、発信に伴う節電要請に当たっては、電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果について、都民、事業者等に対して、具体的かつ分かりやすく示すこと。

(5) 小売電気事業者が行う節電マネジメント（デマンドレスポンス）への支援

電力使用制限令や計画停電に先立ち、インセンティブ型の節電要請により、需給ひっ迫時の一時的な消費電力の削減について需要家から広く協力を得ることが重要である。

こうした中、デマンドレスポンスは、全体の需給状況の改善に資するだけでなく、小売電気事業者の燃料や市場価格の高騰対策、需要家の電気料金高騰対策にそれぞれ有効な手段となり得る。

本年5月の電力・ガス基本政策小委員会において、デマンドレスポンスの取組の整理、産業界等への周知等が提案されたが、目前に迫る今夏の電力危機の回避に向けて、一刻も早く、より多くの小売電気事業者がデマンドレスポンスを導入、実施することのできるよう、財政的支援や技術的支援など具体的な取組を行うこと。

(6) 電力需給の安定的運用及び電気料金の高騰抑制対策

電力エネルギーは都民生活及び事業活動の基盤である。東京及び我が国の経済や都民、国民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、電力需給の安定的な運用と電気料金の高騰抑制に向けた取組に努めること。

(7) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等の情報提供

計画停電は、需要家の電気使用を強制的に制限する対策であり、都民の生活や施設・事業の運用に多大な影響を及ぼすものである。そのため、国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、都民・事業者による相当の事前準備が不可欠である。

社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、今後、国が確認するとしている、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、速やかに情報提供すること。

(8) 都が推進しているH T Tの取組に対する具体的な支援

今夏、今冬に直面する電力危機を乗り越えるため、都は、H T T（電力を④減らす、⑤創る、⑥蓄める）の観点から、都民、事業者等に対し、節電や省エネに関する普及啓発や補正予算等による財政支援のさらなる強化などの取組を実施している。

電力危機は我が国全体の社会経済活動に大きな影響を及ぼすものであり、都のこうした取組を全国に広げることは、国民が一丸となって危機を乗り越えとともに、「脱炭素社会」の実現につながるものであることから、都が推進しているH T Tの取組に対して、国は、普及啓発や広報、財政支援をはじめ、具体的な支援を実施すること。

2 気候変動対策の推進【最重点】

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

(提案要求先 金融庁・総務省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・政策企画局)

- (1) IPCC『1.5℃レポート』の内容を踏まえ、「2030年までの取組」が極めて重要との認識の下、地球温暖化対策計画等で掲げた取組について、2030年までの間の開始時期をより明確化するなどして、速やかに気候危機に向けた行動を開始すること。
- (2) 国際社会が進める脱炭素化に向けた先導的な役割を果たしていくため、規制的措置を含む総合的な施策を早期に構築し、削減に向けた行動を一刻も早く開始すること。施策構築に当たっては、CO₂排出総量削減義務と排出量取引制度を導入するとともに、業務ビル対策や中小企業及び家庭部門での省エネ対策の促進など、実効性ある対策を実施すること。さらに、脱炭素対策に積極的に取り組む企業や不動産が、ファイナンス上でも評価されるよう、投資判断する際に効果的な開示情報の在り方等についての検討を深めること。
- (3) 「地球温暖化対策のための税」については、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、地方への十分な財源配分を行うこと。

<現状・課題>

気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、気候変動対策は大きな転換点を迎えている。既に避けられない気候変化への対応が急務となっているとともに、世界では、石炭火力発電からの撤退や再生可能エネルギーの大幅な増加など、「1.5℃追求：2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた動きが加速している。

また、気候変動対策は、「持続可能な開発目標（SDGs）」を実現するため

に不可欠なものである。

国は、令和3年10月に、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画を改定し、「2050カーボンニュートラル」の実現に向けた2030年までの取組の方向性等を取りまとめた。温室効果ガス50%削減への挑戦の明記や、新築建物（住宅含む）における2030年までに整えたい事項を提起したことなどは重要なポイントである。

気候危機が既に私たちの身近に及んでいる今、大きく求められているのは、「2050年実質排出ゼロ」につながる「具体的な行動を開始」することである。このため、IPCC『1.5℃レポート』が提起した、2030年までの「今後10年間の取組」が極めて重要との認識を一にして、脱炭素社会の基盤づくりにむけて、特に「今後5年間で取り組む事項」等を明確化するなどして、削減に向けた行動を一刻も早く開始することが必要である。

加えて、この脱炭素化に向けた行動が待ったなしの状況下において、ロシア・ウクライナ情勢などにより、世界中でエネルギー価格が高騰するなど、様々な危機へと発展している。社会構造変化に対応して脱炭素社会を実現していくために、実効性ある温室効果ガス削減対策を行うことが求められている。

具体的には、現在利用可能な我が国の優れた既存・先進技術を全面活用しながら、ものづくりから建築物・市民生活に至るまで、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大を抜本的に進めていくこと、実効性あるカーボンプライシングの構築などにも取り組んでいくことが必要である。

また、特にエネルギー供給に大きな責任と役割を持つ国として、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組を最大限に加速させ、2030年における電力の再生可能エネルギーの割合については38%以上の高みを目指していく必要がある。そうしたことで、国が想定する2030年時点での電気のCO₂排出係数の数値の実現を確実なものとしていくべきである。あわせて、脱炭素熱の普及拡大に向けた2030年までの取組内容の具体化等も必須である。

脱炭素社会の実現にむけて、国が果たすべき役割は決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率先的取組を支援する施策の構築や2050年に向けた更なる技術開発などに取り組むとともに、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

この中であって、令和3年2月以降、環境省では「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」、経済産業省では「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」を通じて、カーボンニュートラルの実現に向けた検討が進められており、令和3年8月、それぞれ中間整理が提示された。

このうち、経済産業省においては、本年2月に「GXリーグ基本構想」を公表し、経済社会システム全体の変革（GX：グリーントランスフォーメーション）のための議論と新たな市場創造のための実践を行う場として、「GXリーグ」の準備を進めることとし、当該基本構想への賛同企業を同年3月末日まで募集していた。今回創設されるGXリーグは、企業が自主的に設定した目標に基づき削減量を評価する仕組みとしているが、国の削減目標の達成、さらには、脱炭素社会の実現に向けて、排出量の総量削減義務を伴う仕組みの導入など国が積極的な施策展開を図る必要がある。

また、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月から導入されたが、税の導入に伴う税収に関し、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえた財源配分が課題となっている。

< 具体的要求内容 >

(1)

ア IPCC『1.5℃レポート』が提起した、2030年までの「今後10年間の取組」にふさわしい早期に取り組む事項や取組開始時期の明確化

IPCC特別報告書「1.5℃の地球温暖化」（2018年10月）の内容を踏まえて、2030年までの温室効果ガス削減に向けた行動を一刻も早く開始すること。特に「今後5年間で取り組む事項」や2030年までの間の取組開始時期等を明確化すること。

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素の活用など、脱炭素社会を実現するエネルギー構造転換に係る2030年までの取組内容の具体化を図ること。

脱炭素熱がいつ頃から活用できるかという見通しは、今後の都市開発等の在り方に大きく影響を与えるため、今後の普及拡大に向けた2030年までの取組内容の具体化と早期実用化に向けた取組を推進すること。

自らの強い意思表示と具体的施策を礎に、「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現にも寄与する、一層野心的な計画策定を目指すものとし、国際社会が進める脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていくこと。

イ カーボンプライシングなど脱炭素社会実現のための規制的措施を含む総合的な施策の早期構築

なお、既存火力発電については、更なる高効率化と脱炭素化を図る必要がある。このためにも、火力発電所を対象としたCO₂排出量の削減義務化や電力需要家と火力発電所を対象とする国内排出量取引制度等実効性の高い規制的措施の導入を含む総合的な施策を早期に構築すること。

ウ 総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度の早期実現

国内排出量取引制度の創設に当たっては、以下の点を実現し、実効性の高い制度とすること。

- ① 自主目標による削減や原単位規制ではなく、削減義務率などを設定した総量削減義務を導入すること。
- ② 更なる高効率化と脱炭素化を図るため、直接排出方式により火力発電所の排出総量を対象とすること。
- ③ 事業者単位でなく、事業所単位の制度とすること。
- ④ 特に大量の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし国が実施する制度と、それ以下の一定程度の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし地方自治体を実施する制度の二制度を創設し、国と地方がともに積極的な役割を果たす制度とすること。
- ⑤ 東京都のキャップ&トレード制度や都道府県・政令指定都市が実施し

ている報告書制度など先行する地方自治体の制度との整合を図ること。

- ⑥ 国内排出量取引制度と整合するようエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）を改めるとともに、事業所からの報告内容を地方自治体に提供し、国と地方の効果的な連携を進めること。

エ 家庭部門等の強化

- ① ライフスタイルやビジネススタイルの転換を促すとともに、より一層の節電を図るため、不要な広告や店舗の照度、小売・量販店等の営業時間や放送事業の時間帯の設定等、エネルギー使用の在り方の見直しを関連業界に働きかけること。
- ② エアコンやテレビ等の家電に電力使用量及びCO₂排出量を表示する機能の標準搭載や、電気・ガスにとどまらず、ガソリンや灯油などの領収書にCO₂排出量を表示するなど、CO₂の可視化の取組を促進すること。
- ③ トップランナー基準を満たした高効率給湯器の普及を飛躍的に促進するため、家庭に対する助成制度などにおいて、より一層の財政的措置を講じること。
- ④ 家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの設定方法を消費者に分かりやすく情報提供するよう求める仕組みを構築すること。
- ⑤ 市民生活のセーフティネットである住宅については、高い断熱性能と太陽光発電や蓄電機能等を兼ね備える「レジリエントな健康住宅」を標準化するための施策を強化すること。

オ オフィスや事業所等における取組

- ① 一般社団法人日本建築学会等の提言も踏まえ、過度に照度に偏重しすぎている現行の照明設計・基準の考え方から転換し、質の高い照明環境の形成に向けた新たな基準を設定すること。
なお、照度基準については、旧照度基準1979版の照度範囲（300～750ルクス）に戻すとともに、設定照度は、300～500ルクスでの対応を推奨すること。
- ② 室内空気中のCO₂濃度の一律的な管理基準について、省エネルギー・節電の観点から見直しを行うこと。
- ③ 扉を開け放したままにするなど、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる冷暖房を行っている店舗営業などの行為に対して、エネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築すること。
- ④ 省エネ法に、電気の需要の最適化を進めることが規定されているが、今後は、「原単位削減」の観点だけではなく、エネルギー全体の消費量の削減を更に強化するため、「エネルギー使用総量の削減」の程度を評価する仕組みの追加も検討すること。

カ 地球温暖化対策の実現に向けた普及啓発活動の強化

実効性のある地球温暖化対策を実現するためには、全ての国民及び事業者が一丸となって取り組む必要がある。地球温暖化対策に対する意識を高

めるため、広く国民及び事業者に対して情報発信するなど、地球温暖化対策計画に記載した取組について効果的かつ着実に実施すること。

キ 地方自治体の温室効果ガス排出量算定に必要なデータの確保

地方自治体が地域の特性・実情の把握及び効果的な温室効果ガス削減対策を行うため、主体別の消費量等の地域のエネルギー利用実態、区域に供給される系統電力の電源構成や再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量及び発電量等を速やかに把握できる具体的な制度の構築を早急に進めること。

ク 脱炭素対策に積極的に取り組む企業や不動産がファイナンス上でも評価されるよう、企業側とファイナンス側との対話ツールとして、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）に基づく効果的な開示情報の在り方等について、検討を深めること。

ケ 地域からの脱炭素化を進めるためにも、建築物への適用を図る低炭素資材リストやサステナブルな消費行動の促進に向けた商品・材料等のカーボンフットプリント情報等について、国としての統一的なデータベースを作成するなどして、対策推進に向けた基盤づくりに早期に取り組むこと。

（２）「地球温暖化対策のための税」の導入に伴う地方財源の確保等

地方分権改革との整合性や気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、国と地方で財源を適切に配分し、地方自治体がその地域特性にあった省エネ施策の推進事業に充当できるようにすること。

2 建築物の脱炭素化の促進

(提案要求先 文部科学省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・
国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。
- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化の対象拡大と確実かつ早期の施行、基準の強化を図るとともに、エネルギー消費性能をより詳細に把握できるようにすること。
- (3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準への適合義務化を一刻も早く法制化した上で確実かつ早期に施行するとともに、基準の強化を図ること。
- (4) 新築建築物への再生可能エネルギー導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。
- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。
- (6) 既存建築物のゼロエミッション化を推進すること。
- (7) 国等が所管する教育施設及び医療施設の脱炭素化を推進すること。
- (8) L E D照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。
- (9) 既設蛍光灯器具へ直管型L E Dランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

<現状・課題>

令和2年10月の内閣総理大臣所信表明において「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」が宣言された。新たに建てられる建築物はその多くが2050年以降も存在することになるため、建物稼働後にカーボンニュートラルを可能とするような性能を新築時に備えることが重要となる。

さらに、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている中、海外のエネルギー、とりわけ化石燃料への依存から脱却し、エネルギー安全保障の確立と脱炭素化を進めるためには、電力を「減らす」「創る」「蓄める」施策の社会実装を早急に前倒して加速させることが必要である。中でも「減らす」取組においては、「エネルギーの更なる効率的利用」の観点から特に将来に渡り使用される建築物の脱炭素化に向けた取組が求められる。

国においては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づき、平成29年4月から一定規模以上の住宅以外の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化を開始した。

これにより、新築建築物の基本的性能としてエネルギー消費性能が位置付けられ、建築基準法と連動することから住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能の向上に向けた底上げ効果が一定程度期待できる。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）においては、住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化の対象が拡大（2千㎡以上から300㎡以上）された一方、住宅については、エネルギー消費性能基準への適合率が比較的低い水準にとどまっているため、適合義務化により市場の混乱を引き起こすことが懸念されること等から、導入が見送られた。その後、令和3年8月に公表された国の「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方検討会」のとりまとめ（以下「あり方検討会とりまとめ」という。）では、2025年度における新築住宅及び住宅以外の小規模新築建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化等、省エネ対策強化の方向性が示されている。

さらに、新築建築物のエネルギー消費性能は、建築設備だけでなく外皮性能からも大きく影響を受ける。そのため、建築主等が講ずべき措置として、外皮性能の向上に係る措置を位置付け、新築建築物の外皮性能を把握できるようにするとともに、外皮性能の向上が持つ意義や効果について明確な認識を持てるようにすることが重要である。また、EUでは既に、エネルギーの性能表示を指令し、多くの国が制度義務化しており、東京都でも環境性能評価書やマンション環境性能表示を義務付けている。国においても建築物省エネ法に基づき、新たに住宅用途も対象に含めた新築建築物の省エネルギー性能の表示制度が位置付けられ、平成28年4月から適合義務化に先駆けて施行している。しかしながら、この第三者認証の仕組みも有する表示制度は任意の表示制度となっており、脱炭素化建築物の普及に向け、こうした表示制度の実効性の担保が必要である。

また、令和12年度までにZEBやZEHを実現していくためには、断熱や日射遮蔽性能等の建築物及び建築設備の省エネの推進に加え、オンサイト（＝需要

側)での、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入が不可欠である。新築建築物における再生可能エネルギーの導入については、各種必要設備等設置後の余剰スペースへの導入を検討するととどまり、導入には消極的になっている。令和3年8月のあり方検討会とりまとめにおいて、「2050年において設置が合理的な建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、また、これに至る2030年において新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すこととして、将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進めること」と示されている。LED照明等の高効率照明については、国は、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%普及することを目標として取組を進めている。照明は大きなエネルギー消費割合を占めており、例えば、白熱電球をLED電球に置き換えると、約85%の消費電力削減が可能である。照明のLED化という費用対効果の高い取組により、地球温暖化対策を加速化させる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。

建築物省エネ法により、平成29年4月から住宅以外の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始されたが、建築設備のエネルギー性能は、外皮性能からも大きく影響を受けることから、建築主が建築する際に、エネルギー消費性能と併せて外皮性能を把握できるようにするとともに、当該法令に建築主が取り組むべき外皮性能の向上に関する措置も盛り込むべきである。

- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化の対象拡大及び基準の強化とエネルギー消費性能のより詳細な把握について

住宅以外の小規模新築建築物の適合義務化を一刻も早く法制化した上で確実かつ早期の施行に向けて制度を構築するとともに、住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準は、建物稼働後にカーボンニュートラルを可能とする水準へ速やかに強化すること。

また、複合用途の新築建築物におけるエネルギー消費量については、建物用途ごとの内訳を明らかにするものとする。

東京をはじめ、大都市では一つの建物に商業用途と住宅用途が存在する大規模な複合用途の建築物が多く存在する。しかし、省エネルギー計画書では建物全体のエネルギー消費量しか把握できない様式になっている。こういった建築物に関しては、建物全体のエネルギー消費量のデータだけでなく、建物用途ごとのデータを把握することも省エネを推進するには不可欠である。

また、エネルギー消費量の算定方法のうち、モデル建物法では省エネルギー性能基準への適合は確認できるが、当該建築物のエネルギー消費量を把握することができない。標準入力法だけでなく、モデル建物法など簡易な方法

においても建物のエネルギー消費量を算定、把握することができる方法を構築すべきである。

さらに、カーボンニュートラルの実現に向けて、地方自治体が施策を検討していく上では、新築建築物の現状を把握することが欠かせない。そのため、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出される省エネ計画書に記載される環境性能等を他の自治体が容易に把握できるようにするとともに、より入手しやすくするため届出データの共有化を可能とする共通システムを構築すること。

建築物省エネ法における新築建築物の省エネルギー性能の判断は、一次エネルギー消費量により行われているところである。新築建築物の省エネルギー性能を飛躍的に高めていくためには、積極的にあらゆる再生可能エネルギーを利用していくことが不可欠である。しかしながら、現在の一次エネルギー消費量の算定プログラムでは、太陽光による発電量の反映にとどまり、自然通風や自然採光の利用などの建築的手法を含めた積極的な再生可能エネルギーの活用を反映することができない。国は、再生可能エネルギーの積極導入に向け、一次エネルギー消費量の算定に、再生可能エネルギーの利用を反映するための評価方法を開発し、活用できるようにすること。加えて、実際の建築物で採用されているものの、算定プログラムにおいて省エネルギー効果を評価できない技術についても、引き続き、評価方法の開発等を進めていくこと。

(3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準への適合義務化と基準の強化

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）において、令和3年8月のあり方検討会とりまとめにおいては、2025年度における住宅のエネルギー消費性能基準への適合義務化及び2030年度以降に新築される住宅については、ZEH基準の省エネ性能に適合することを目指すことと示されている。

住宅におけるエネルギー消費性能の向上は喫緊の課題であることを踏まえ、住宅のエネルギー消費性能基準への適合義務化を一刻も早く法制化した上で確実かつ早期の施行に向けて制度を構築すること。また、住宅以外の新築建築物と同様に、住宅のエネルギー消費性能基準は稼働後にカーボンニュートラルを可能とする水準へ速やかに強化すること。

加えて、適合義務化を早期かつ円滑に導入するため、現在行われている新築住宅に対する固定資産税の減額や住宅ローン減税等について、環境性能に優れた新築住宅に限定する重点化を、義務化に先行して実施すること。さらに、新築住宅のエネルギー消費性能向上に向けては、地域の住宅供給を担う工務店の省エネ技術向上が不可欠であり、施工技術者や設計者を対象とする講習会の開催等、事業者のニーズも踏まえた国の支援策を拡充していくこと。

(4) 新築建築物への再生可能エネルギーの導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。

再生可能エネルギーの更なる普及・導入拡大のためには、誰もが導入しやすい環境整備を進めることが重要である。建築物へ安心して太陽光発電設備を設置していけるよう、適切な設置・維持管理・廃棄（リサイクル）の方法、

メンテナンス・交換に対する新築時からの備えの在り方等、適切かつわかりやすい情報発信・周知を行うこと。さらに、建築物の形状等の特性によらず、より一層の導入が進むよう、太陽光発電設備の更なる軽量化・発電効率の向上等の技術開発に一層取り組むとともに、屋上に設置する場合の容積率の制限を緩和する許可の手続を不要とする等の対応を速やかに行い、設置に取り組みやすい環境整備を進めること。

これらに取り組みながら、新築建築物における導入義務化に向けた取組を強力に進めていくこと。

- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

国は、平成28年4月から一次エネルギー消費量の指標を活用し、新築建築物の省エネルギー性能表示制度を新たに開始したところであるが、この制度は、第三者認証による任意の表示制度となっている。新築建築物の取引において、新築建築物の省エネルギー性能が比較検討できるようにしていくためには、比較対象となるあらゆる新築建築物に表示が行われていることが不可欠である。本制度の表示についても建築物省エネ法の中で義務付けること。

- (6) 既存建築物のゼロエミッション化の推進

ア 既存大規模事業所におけるゼロエミッション化の推進

既存の大規模事業所に対し、総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度を早期に実現することで、更なる省エネや再エネ利用拡大を促進し、既存建築物のゼロエミッション化を図ること。

イ 中小規模事業所における省エネルギーの進展を促す評価指標の見直しに当たっての検討

経済産業省におけるベンチマーク制度の見直しに当たっては、環境性能が高く良好なマネジメントがなされている建築物が高く評価される指標となるよう検討すること。

ウ 既存建築物における環境価値評価の普及促進

世界的にESG投資の動きが強まる中で、既存建築物のゼロエミッション化に向けた投資を喚起していくことが重要である。このため、事業所ごとのCO₂排出実績等のデータを保存する自治体と連携を図りながら、既存建築物の運用段階に着目した環境認証の仕組みを構築するなど、グリーンファイナンスを通じたゼロエミッション化を促進すること。

また、環境価値評価であるCASBEE、BELS、都のカーボンレポートなどを「建築物の環境価値評価に関する事項」として宅地建物取引業法で定める重要事項説明に追加することや、国等の事業所が民間ビル等に入居する際の基準とするなど活用努めること。

さらに、ホテル等を対象とした環境認証の仕組みであるエコマーク認証の普及拡大を図ること。

エ グリーンリースの普及拡大

ビルオーナーとテナントの双方が協働して、テナントビルのエネルギー消費低減に取り組むグリーンリースを普及させるため、国土交通省は、平成28年2月にグリーンリース・ガイドを作成した。国は、不動産関係団

体と連携して優良事例やその有効性を広くビルオーナー等に周知しグリーンリースの普及拡大を図ること。

オ 既存住宅における省エネ改修の促進

既存住宅の省エネ性能向上に向けて省エネ改修工事を更に強力に促進するため、省エネ改修に係る所得税の特例措置における最大控除額及び固定資産税の特例措置における減額の割合を高めること。

また、所得税の控除及び固定資産税の減額の対象となる改修工事にドアを加えるとともに、省エネ改修のインセンティブが働きづらい賃貸住宅も追加するなど、控除及び減額の適用要件を拡充すること。

さらに、所得税（ローン型減税）の控除期間（現行５年）及び固定資産税の減額期間（現行１年）についても大幅な延長を行うこと。

（７）国等が所管する教育施設及び医療施設の脱炭素化の推進

国等が所管する教育施設、病院等について、それぞれの施設に求められる機能を確保した上で、省エネ化が大きく進む設備改修が促進されるよう予算措置を行うこと。特に、国立大学法人又は独立行政法人については、国が監督官庁として積極的に関与し、事業者の模範となるよう率先して教育及び医療施設の脱炭素化を図ること。

（８）ＬＥＤ等の普及目標の確実な達成に必要な取組の推進

エネルギー基本計画（平成３０年７月）及び地球温暖化対策計画（平成２８年５月）で掲げるＬＥＤ照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

また、ＬＥＤ照明化は、費用対効果の高い対策であるが、導入時の一時的な費用負担が大きいことが普及を妨げる要因となっている。更なる普及促進のため、必要な財政支援を実施すること。

（９）直管型ＬＥＤランプの安全性の確保

直管型ＬＥＤランプの既設蛍光灯器具への交換取付けは、事業所において取り組みやすい省エネ対策である。

一方、直管型ＬＥＤランプは、様々なメーカーが製品を提供しており、既設の蛍光灯器具に合わない直管型ＬＥＤランプを装着して、発火、発煙、過熱等の事故が発生するケースもある。このため、既設の蛍光灯器具に直管型ＬＥＤランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

3 住宅の脱炭素化に向けた取組の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部・環境局)

- (1) 省エネ性能の高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、住宅の流通段階における省エネ性能表示の義務化について、具体的な検討を進め、早期実現を図ること。
- (2) 既存住宅についても、早急に検討を進め、売買時や賃貸契約時に、新築や改修の際に算定された省エネ性能が継続的に表示される仕組みを構築すること。

<現状・課題>

住宅の省エネ性能表示について、国の「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」では、省エネ性能の向上による光熱費の削減効果等が将来住宅市場において適切に評価され、資産価値や賃料等に反映される市場環境の整備を目指すことが掲げられている。その具体的な方策として、住宅の販売又は賃貸の広告等において、省エネ性能に関する表示制度を導入し、新築住宅から義務化を目指し、既存住宅については、改修前後の合理的・効果的な表示・情報提供方法について検討・試行することなどが提言された。

また、「住宅の省エネ性能の光熱費表示検討委員会」では、民間事業者団体の海外事例調査として、EUの省エネ性能の広告表示が義務化されている国においては、消費者の6割以上が住宅選択の際、省エネ表示を参考にしている、と報告されており、光熱費換算表示の導入方法等がとりまとめられた。

このように広告時における省エネ性能表示は、導入が検討されている光熱費換算表示も含めて、省エネ性能の高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、大変重要な取組である。今後、都においては、性能表示に積極的に取り組む事業者に対して支援を行うこととしているが、国においても、提言を踏まえて、新築住宅における義務化や既存住宅における検討・試行にも着実に取り組むべきである。

一方で、こうした義務化等の実施に当たっては、国の調査では、中小工務店と建築士の約半数が省エネ性能を計算できないとされており、義務化に向けては省エネ性能表示への習熟度向上が課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 省エネ性能の高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、住宅の流通段階における省エネ性能表示の義務化に向けて、中小工務店や建築士の省エネ性能算出への習熟度向上を図るとともに、省エネ性能表示や光熱費換算表示の義務化に向けたロードマップを示すなど、具体的な検討を進め、早期実現を図ること。

- (2) 既存住宅についても、早急に検討を進め、売買時や賃貸契約時に、新築や改修の際に算定された省エネ性能が継続的に表示される仕組みを構築すること。

4 分散型エネルギーの導入とエネルギーマネジメントの推進

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) コージェネレーションシステム（ＣＧＳ）の導入など、災害時の業務継続も想定したエネルギー供給体制を整備する取組を支援すること。
- (2) 蓄電池システムの普及を着実に進めるため、導入を促進する継続的な支援策を講じること。
- (3) 地域でのエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

<現状・課題>

「２０５０年実質排出ゼロ」の実現に向けて、需給両面の取組を進めることが不可欠である。

供給面の取組では、都外からの電力供給のみに頼るのではなく、太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム等の低炭素かつ高効率な電源の普及拡大などにより、更なるエネルギーの低炭素化と首都東京のエネルギーセキュリティを高める取組を進めていく必要がある。あわせて、熱の脱炭素化技術の早期の実用化・普及に向けた環境整備をすることが必要である。

需要面の取組では、省エネ対策に加え、デマンドレスポンスやピーク時間帯の電力需要を抑えるなど、電力の供給状況を踏まえながら需要を無理なく効率的に制御するエネルギーマネジメントの取組を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 非常時のエネルギー供給体制の整備

都市開発の機会を捉えてコージェネレーションシステム（ＣＧＳ）を導入し、エネルギーの面的な利用によって都市の低炭素化と災害時の業務継続性を確保する取組に対し、継続的な支援を行うこと。あわせて、熱の脱炭素化技術開発の促進に対し継続的な支援を行い、早期の実用化・普及に向けた環境を整備すること。

(2) 蓄電システムの普及

蓄電システムは、非常時の電源として活用できるほか、太陽光発電システムとの連携により、建物や地域でのエネルギーの自家消費拡大にも有効である。

国は、蓄電システムの導入促進に向けて継続的な支援策を講じること。

(3) エネルギーマネジメントの促進

再生可能エネルギーの大量導入を見据えた家庭や事業所、地域でのエネル

ギーの有効利用を促進するため、I C T等も活用したエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

3 自動車等のゼロエミッション化の推進【最重点】

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・交通局)

- (1) 非ガソリン車、特にZEV（ゼロエミッションビークル：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、電動バイク）へシフトすることが経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。
- (2) 非ガソリン車、特にZEVに関する技術開発、価格低減が促進されるよう、国からもメーカーに手厚い支援を行うなど強力に推し進めること。
- (3) ZEVのエネルギー供給インフラ整備の促進を図るため、新たに充電設備に関して、利便性の高い道路や時間制限駐車区間に設置を図るための必要な措置を行うことや、高速道路の急速充電施設の更なる拡充など、取組を一層強化すること。
- (4) 二輪車の非ガソリン化、電動バイクの普及に向け、補助額や補助対象車種の拡充に加え、交換式バッテリーに係るステーション設置支援や共通化による相互利用促進など、充電インフラ環境の整備を進めること。
- (5) 使用済の電気自動車等から取り出した大容量バッテリーの家庭用蓄電池へのリユースを促進するため、公的な認証の取得がリユース事業者に過大な負担とならないようにすること。
- (6) 非ガソリン車の普及等に加え、自動車由来の温室効果ガス排出量の早期削減に向け、カーボンニュートラル燃料の普及、エコドライブやモーダルシフトを推進すること。

<現状・課題>

自動車交通に起因するCO₂排出量は、我が国の総排出量の約16%を占め、その削減は、気候変動対策として極めて重要であり、ZEVをはじめとした非ガソリン車の普及は喫緊の課題である。

国は、令和3年1月、2035年までに、乗用車新車販売で電動（非ガソリン）車100%を実現する目標を表明した。一方、都は、令和2年12月、都内で新車販売される乗用車を2030年までに、二輪車を2035年までに100%非ガソリン化する目標を打ち出しているが、現状は、2020年度における都内の乗用車新車販売に占める非ガソリン車の割合が登録車で40.2%、うち走行中にCO₂を排出しないZEVについては登録車で2.3%にとどまっている。

バスについても、国では2030年度までに燃料電池バス1,200台の導入、都では2030年にゼロエミッションバス300台以上の導入や小型路線バスの新車販売の原則ZEV化を目標としており、2020年度末時点では、都内のゼロエミッションバス導入台数は108台となっている。

- (1) 非ガソリン車、特にZEVの普及を本格化させていくためには、車両購入時の補助に加えて、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブの付与など、ZEVの継続的な利用に対する支援を普及促進の段階で集中的・時限的に行うことが必要である。

既に国においても、カーボンニュートラルの実現を目標に、持続可能な社会に資する高速道路への変革という観点から、EV車等の取得及び高速道路の利用に対するインセンティブの付与について、普及促進を図る段階とそれ以降の段階に分けて検討することとされており、速やかな実施が求められる。

- (2) ZEVを含む非ガソリン車は、車種展開が進んでいない分野もある。

乗用車においては、バンやワンボックスタイプの自動車や軽自動車について、非ガソリン車の車種が少ない。また、電気自動車は、航続距離の問題など普及に当たっての技術的課題が多いほか、車両価格も同クラスの通常エンジン車やハイブリッド自動車と比較して高価である。

バスやトラックなどの商用車においては、より非ガソリン車に関する技術開発が進んでおらず、価格差も大きい状況にある。

加えて、営業車やバス・貨物車のゼロエミッション化を進めるためには、営業所等に充電設備を設置することが必要であるが、特にEVバスで現行の路線バスと同様の運用を行うためには、より短時間での充電を可能とする技術開発や環境整備が求められる。

- (3) 2018年11月に東京都が実施した「ゼロエミッション東京の実現に向けた自動車利用に関する世論調査」においては、電気自動車等についての心配事で充電・燃料補給の「インフラ不足」を挙げる人が45%で最多であり、調査から3年以上経過した現在でも、充電・燃料補給のインフラ整備が十分進んでいるとは言えない。このため、ZEVの普及に向けては、充電設備や水素ステーションの整備を促進し、インフラ不足に対する不安を払拭することが重要である。

- ① これまで充電設備について、集合住宅や事務所に非公共用充電設備を、商業施設等に公共用充電設備を整備するよう進めてきたが、近年、社会貢

献として集合住宅や事務所に公共用充電設備を設置したい、また反対に、商業施設等に自社所有EV充電用の非公共用充電設備を設置したいといったニーズに加え、建物に付属しない土地のみの駐車場に充電器を設置したいというニーズ等が新たに出て来ている。これらに的確に対応することで充電設備の整備が大幅に進むと見込まれるが、現状の国の補助制度は建物用途ごとに補助対象を限定しており、普及を進める上での制約が大きい。

- ② 加えて、充電設備のうち、特に、急速充電設備は導入に伴い電力料金が大幅に上がるなど維持管理に係る負担が大きいことなどから、充電設備の普及が十分に進んでいない。
 - ③ また特に、都市部ではマンション等の集合住宅が多く、充電設備の普及を重点的に進める必要があるが、電源の確保が課題になるとともに、既存の集合住宅では導入に当たり管理組合の合意が必要となる。
 - ④ さらに、公共インフラとしての充電設備の普及に向けては、道路や時間制限駐車区間など電気自動車ユーザーの利便性の高い場所に設置を進めることも有効であり、高速道路にも積極的な整備が必要である。
 - ⑤ 一方、公共インフラとしての充電設備の普及を進めるには、公共施設において率先的に導入することが必要であり、都は既に令和3年3月、都有施設に公共用充電設備を300基以上設置する目標を設定している。
 - ⑥ また、燃料電池自動車は、水素ステーションにおいて短時間で充填できるメリットがあるが、水素ステーションは各種規制や、設備が高額なことなどから、普及が十分に進んでいない。
- (4) 二輪車においても、非ガソリン車の車種が少なく、電動バイクは航続距離が短いことに加え、車両価格が高価であるなど多くの課題がある。特に、電動バイクの普及に向けては、交換式バッテリーの共通化による利便性向上が重要である。
- (5) 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車は、大容量のバッテリーを搭載しているが、普及の進展により、今後、廃車が多く発生することが見込まれている。これらの大容量バッテリーは経年による性能劣化により、自動車用としての性能を満たさなくなった後でも、定置型蓄電池としてリユースできる性能を十分に持っている。

定置型蓄電池には、産業用と家庭用があり、産業用は使われ方がユーザーにより様々である事もあり、ユーザー毎に蓄電池の性能保証を行う事が一般的であるが、家庭用については、使われ方が画一的であると同時に、販売台数も多く見込まれるため、公的な認証を取得することで性能保証を行う事が一般的である。

しかしながら、自動車用大容量バッテリーをリユースした家庭用定置型蓄電池の公的認証については、新品バッテリー製造時と比較して負担の大きい検査が必要であるなど、自動車用大容量バッテリーをリユースした定置型蓄電池を製造する事業者にとって、ハードルが高いものとなっている。

- (6) 乗用車について、走行中にCO₂を排出しないZEVが都内に本格的に普及するには、一定程度の期間が必要な状況である。

また、商用車については、ZEV化に向けた技術開発が進んでおらず、加

えて車両の使用年数が長期にわたることから、本格的に普及するには相当程度の期間が想定される。

都は2030年までに2000年比で温室効果ガス排出量を半減とする目標を掲げており、その着実な達成には、非ガソリン車の普及に加え、CO₂排出量を低減する燃料への転換、走行中の車両からのCO₂排出量の削減や、環境負荷の小さい交通手段の活用を進める必要がある。

そのため、カーボンニュートラル燃料の使用、エコドライブに努める貨物運送事業者を評価する「東京都貨物輸送評価制度」のようなエコドライブの普及や、公共交通機関への転換、鉄道等へのモーダルシフト推進など、様々な取組が求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 非ガソリン車、特にZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ZEVの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

- (2) 革新的なバッテリーの開発、車種展開の拡大、メーカー間の部品等の共用化など、ZEVを含む非ガソリン車に関する技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力に推し進めること。

また、開発途上にあるゼロエミッショントラックの早期市場導入が果たせるよう、車両開発、走行実証等に対する財政的支援等を講じること。

加えて、EVバスについて、より短時間での充電を可能とする技術等、現行の路線バスと同様の運用ができるための技術開発や環境整備が進むような取組を積極的に行うこと。

- (3) 電気自動車の充電設備や水素ステーションなど、ZEVのエネルギー供給インフラの整備を図ること。

① 充電設備導入への補助に関して、土地・建物それぞれの設置ポテンシャルを最大限活用するため、設置者の多様なニーズに対応できる柔軟な補助制度を構築すること。

② 急速充電設備のランニングコストへの補助を新たに開始するとともに、充電設備の設置に係る固定資産税の課税標準に関して特例措置を講じ、維持管理に係る負担を軽減すること。

③ 集合住宅においては、新築の場合、充電設備の設置に必要な電源を確保できる設計を行うよう、マンションディベロッパー等に対して積極的に働きかけ、必要な財源措置を行うとともに、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置に当たってのガイドブック（平成2

9年6月改訂)」を更新しながら、費用分担の考え方や運用ルール作り等の参考となる事例等を一層周知すること。

- ④ 公共用充電設備の整備促進に向け、電気自動車ユーザーにとって特に利便性の高い道路や時間制限駐車区間に設置を図るための必要な措置を行うこと。あわせて、急速充電施設の更なる拡充などZEVが高速道路を利用しやすい環境を整備すること。
 - ⑤ 短期間に集中して充電設備を増やすため、国の施設においても、率先して公共用充電設備を設置すること。特に、普及が進みにくい急速充電設備を重点的に設置すること。
 - ⑥ 水素ステーションの整備促進に向けて、必要な規制緩和を行い、財政支援を継続するとともに、支援対象の拡大などを図ること。
- (4) 電動バイクの普及に向け、車両補助額の拡充に加えて、交換式バッテリーを活用した新たなビジネスであるBaaS（バッテリーアズアサービス）の事業化に向けた動向も踏まえ、バッテリー無しで販売される車両や交換式バッテリーステーション設備への補助を新たに開始するとともに、メーカーとも連携しながら、バッテリーの共通化による相互利用を促進すること。
- (5) 使用済の電気自動車やプラグインハイブリッド自動車から取り出した大容量バッテリーの他用途リユースについて促進すること。特に、数多く販売される事が見込まれる家庭用の定置型蓄電池へのリユースについて、公的な認証の取得が、大容量バッテリーのリユースを行う事業者に過大な負担とならないよう、改めて現在の検査手法を検証し、より簡易的かつ効率的な検査手法を検討すること。
- (6) 走行中の車両からのCO₂排出量削減に向け、国は、水素から製造するe-fuelやバイオ燃料などのカーボンニュートラル燃料の普及促進や技術支援、自動車の燃費や燃料使用状況を自動で取得し保存することができる車載装置等の導入支援、及びエコドライブによるCO₂排出量の削減に取り組む事業者等が社会的、経済的に評価される仕組みを構築すること。

また、自動車から、公共交通機関への転換を進めるため、地域の特性に応じた取組に対する助成を行うこと。

加えて、物流における共同配送や自営転換、鉄道等へのモーダルシフト等を推進していくため、中小・零細事業者でも取り組みやすい仕組みづくりや大都市での実効性のある施策の推進に資するよう十分な助成額の確保等を行うこと。

4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大【最重点】

(提案要求先 内閣府・経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 「2050年カーボンニュートラル」を実現するため、エネルギー基本計画において2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー割合について38%以上の高みを目指すとしていることから、取組を最大限加速させること。
- (2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向け、グリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善・強化整備を図ること。
- (3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等を整備すること。
- (4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現に向けた必要な措置を行うこと。
- (5) 海洋エネルギー等の開発・利用に必要な措置を講じること。
- (6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策を構築すること。
- (7) 環境に配慮した電力選択の喚起及び消費者保護に必要な措置を行うこと。
- (8) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用に向けた新たな仕組みづくりを講じること。

<現状・課題>

パリ協定の発効以降、世界的に脱炭素社会の実現に向けた気運が高まっている中、先進諸国を中心に大幅な温室効果ガスの削減に加え、再生可能エネルギーについても、これまで以上に高い中期目標を掲げる動きが広がっている。

また、企業においてもRE100等、再生可能エネルギーを積極的に調達しようとする動きが急速に高まっている。

国は、令和2年10月の『2050年カーボンニュートラル宣言』や令和3年

4月の「2030年度の温室効果ガス46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標」の実現に向け、エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たし、再生可能エネルギーの導入拡大を強力に推進していく必要がある。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）が平成24年7月から開始され、全国的な再生可能エネルギーの普及により、CO₂排出抑制、エネルギー自給率向上や化石燃料の節約のほか、地域経済活性化や雇用創出効果など国内経済への波及効果を生んでいる。

一方、発電コストは国際水準と比較して依然高い状況にある。

さらに、全国的に系統制約が依然として発生するなど、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた様々な課題が明らかになっている。特に、太陽光発電設備は、余剰電力買取制度及びFIT制度の創設を端緒に、我が国で導入量が急速に伸びており、寿命を迎える2040年前後に、廃棄物として大量に排出されることが見込まれている。設備の中の太陽光パネルには、鉛などの有害物質を含有していることから、環境汚染防止の観点から、適正な処理を担保するとともに、環境負荷削減の観点から、持続的に資源循環を図る必要がある。さらに、再生可能エネルギーによる熱利用は、支援策が不十分であるため普及が進まず、再生可能エネルギーのポテンシャルが十分活用できる状況にはない。

また、消費者の取組として環境に配慮した電力選択を喚起するとともに、国や電気事業者は、適切な情報発信と消費者ニーズに即した情報提供を行うことが求められている。

こうした状況に加えて、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている。脱炭素化など産業構造を変えるエネルギーの安定確保が求められる中、電力を「創る」そして「蓄める」取組は不可欠である。国は、令和3年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画において、2030年の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を36～38%としつつ、あわせて、再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指すとしているが、あらゆる施策を総動員して、再生可能エネルギーの普及拡大を行う必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 2030年の再生可能エネルギー割合38%以上を目指すとしていることから、再生可能エネルギー導入拡大を最大限加速させること

「2050年カーボンニュートラル」を実現するためには、国レベルでの再生可能エネルギー施策の強化が極めて重要である。国は、第6次エネルギー基本計画において、2030年の再生可能エネルギーの割合を36～38%、研究開発成果の活用・実装が進んだ場合には38%以上の高みを目指すとしていることから、2050年の排出実質ゼロの達成に向け、この方針に沿って38%以上の高みを目指し、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させるべきである。

このため、補助制度の抜本的な拡充や建物の壁面や強度の弱い屋根にも設置可能な次世代太陽電池の早急な社会実装にむけた支援強化などを始め、特に「今後５年間で取り組む事項」等を明確化するなどして、実現に向けた行動を一刻も早く開始すること。

また、国内でのエネルギーの効率的利用を図るためには、太陽光発電など地域で発電されるエネルギーの自家消費と有効活用を進めるインフラ環境の整備が必須である。これは、地域の脱炭素化とレジリエンスの強化、電力系統の負荷を軽減する取組でもある。そこで、建物や地域での再エネ設備の最大限の導入や自家消費を向上させるための蓄電池等（電気自動車を含む。）の導入を一層加速すること。

あわせて、デマンドレスポンスなど、デジタル技術を活用しながら、電力需給状況や建物内外のエネルギー利用状況等を踏まえた需給調整の最適化を図る、高度なエネルギーマネジメントを標準装備する取組や、地域マイクログリッドの構築に向けた取組を加速すること。

加えて、再生可能エネルギー大量導入時代を見据え、エネルギー調整力として有望な水素の活用を推進すること。また、電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化も進めること。

（２）再生可能エネルギーの利用拡大に向けた電力系統の運用改善・強化整備

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、系統の空き容量不足による接続拒否や高額な系統増強費用の請求による事業断念、接続可能となっても出力抑制を課せられるなど、全国的に系統制約が依然として発生している。

これら再生可能エネルギー導入の阻害要因を取り除くため、以下の内容について更に検討を深め、２０３０年の再生可能エネルギー利用割合３８％以上の実現に資するよう、電力系統の運用改善、強化整備を早期に図ること。

① 既存系統の最大限の活用

系統を増強するためには、多額の費用と時間を伴うことから、まずは既存系統を最大限に活用することが重要である。

現在、日本版コネクト&マネージの検討・実施等により既存系統の活用が進められているが、再生可能エネルギーの優先接続を図るなど、再生可能エネルギーの積極的な導入に向けた制度設計を行うこと。

また、水力や蓄電池、水素利用など電力需給調整電源の一層の活用、太陽光や風力などの変動特性の把握や気象情報を用いた発電出力予測の活用などの系統運用技術と合わせ、既存系統を最大限に活用すること。特に、国内の再生可能エネルギーを活用した国産グリーン水素による電力供給システム構築と早期市場導入にむけた支援を抜本的に強化すること。

② 広域的な電力融通の実現

太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの発電量が地域の需要を上回る状況もあり、地域内の電力需給を一致させるため、無制限・無保証の再生可能エネルギーの出力抑制が全国に拡大されるとともに、九州地方では既に出力抑制が実施され、さらに、東北地方等でも出力抑制が生じる可能性が高まっている。電力需給調整を局所的な運用にとどめず、東北東京間連系線等、地域間連系線の活用など、日本全体として広域的な電力融

通を図ることで出力抑制を最小化すること。

③ 系統設備の整備

長期的に再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、一定の系統の増強及び更新投資が必要となる。

現行の地域間連系線の増強スケジュールを前倒しするとともに、各地域のポテンシャルに応じて再生可能エネルギー発電設備が最大限導入されるよう、地域間連系線を含め、将来を見据えた全国規模での系統増強を早急に、かつ効率的・計画的に進めること。

また、系統増強に当たっては現状、発電事業者等の原因者への特定負担も生じるが、社会的インフラを整備する観点を踏まえ、特定の者に過度に負担を強いることなく、再生可能エネルギーの導入が促進されるように措置を講じること。

(3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の整備

再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大を推進するためには、FIT制度の着実な運用と適切な見直しを図るとともに、FIT制度の買取期間の終了後も見据えた適切な環境整備を行う必要がある。については、以下の必要な措置を講じること。

① FIT制度及びFIP制度の着実な運用と適切な見直し

2020年6月に成立した「エネルギー供給強靱化法[※]」において、一部の電源について、「競争力ある電源への成長が見込まれる電源」として、FIP（Feed in Premium）制度が導入されたが、再生可能エネルギー電源の導入促進が阻害されないよう、着実な運用を図るとともに、実施結果について検証を行い、社会構造の変化なども踏まえ、適宜必要な見直しを行うこと。

また、「地域で活用され得る電源」に関し、地方自治体の防災計画等への位置付けが要件化されたが、こうした要件により再生可能エネルギーの導入が抑制されないよう適切に制度を運用するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

※強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）

なお、制度運用に係る手続の効率化・迅速化を併せて行うこと。特に、FIT制度が適用されている太陽光発電に加え、新たにV2Hや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続は、処理に数箇月を要しており、速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。

② FIT制度買取期間終了後の対応

令和元年11月以降、住宅用太陽光発電の買取期間の順次満了を契機として、蓄電池等と組み合わせた自家消費利用を促進するなど、再生可能エネルギーの継続利用が損なわれないよう適切な措置を講じること。

また、住宅用太陽光発電設備を設置した需要家が、買取期間終了に伴う環境変化に対応できるよう、官民一体となって広報、周知の徹底を図ること。

③ 小売電気事業に関する適切な環境整備

エネルギー供給構造高度化法^{*}における中間評価の基準の設定に当たっては、新電力と旧一般電気事業者の公平な競争環境の確保に留意しつつ、再生可能エネルギーの利用が促進されるよう適切に設定すること。また、中間評価の基準の達成状況について、小売電気事業者ごとの結果の公表を行うこと。

あわせて、電力市場の健全な競争環境を確保し、消費者の多様な選択肢が確保されるよう、F I T電力や市場からの調達割合の高い新電力を含む全ての小売電気事業者が再生可能エネルギー電源を調達しやすい環境を整備するとともに、再生可能エネルギー電源の調達が社会的に評価される仕組みの整備を進めること。

※エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）

④ 税制優遇措置の強化

再生可能エネルギーの更なる利用・導入拡大のため、発電設備・付帯設備の投資を促進する再エネ高度化投資促進税制を再び実施するとともに、対象設備に太陽光発電や風力発電等を含める等、税制優遇措置を強化すること。

⑤ 太陽光発電設備の適切な保守・メンテナンス体制の構築

保守・メンテナンスや施工の不良等による太陽光発電の発電量低下や途絶が生じることのないよう国は、設置状況や事故事例の実態を把握し、関係業界と連携を図りながら、長期にわたる安定的な発電の維持に必要な体制を構築するとともに、その重要性について、施工業者や設置者に対し、適切な情報発信を行うこと。

⑥ 非化石証書の調達に関するニーズを踏まえた制度整備

企業においてR E 1 0 0等、再生可能エネルギーを積極的に利用しようとする動きが高まる中でコーポレートP P Aにより再生可能エネルギー電源から電力を調達するニーズが増加している。再エネ電源からの調達が円滑に推進されるよう、電源に紐づく非F I T非化石証書を電力需要家が直接調達できる制度を早期に設けること。

また、小売電気事業者や需要家が再生可能エネルギー電源の特性にも配慮した対応ができるよう、電源の追加性、持続可能性等に関する認証の仕組みを整備するとともに、非化石証書に電源の属性情報を事前に付与し、需要家等が電源情報を確認した上で調達できる仕組みを整備すること。

⑦ 地方自治体内の再生可能エネルギー利用状況に関する情報の提供

発電事業者から電力需要家に直接供給される再生可能エネルギー電力や電力需要家による非化石証書の直接調達について、国において統計的な情報収集や地方自治体への情報提供を実施するなど、全ての地方自治体が地域における再生可能エネルギー電力や証書の利用状況を把握できるよう適切な措置を講じること。

（４）島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現

島しょ地域は、電力需要が小さく、電力系統へ接続できる再生可能エネルギーの量が限られている。C O₂を排出しないゼロエミッションアイランド

の実現に向け、系統への接続可能量拡大のための技術検討や実証の促進、再生可能エネルギーの大量導入に必要な支援策を講じること。

また、再生可能エネルギーの長期保存による季節間の電力変動への対応技術である水素蓄電の導入に向けた必要な支援策を継続すること。

加えて、地域内における再生可能エネルギーの需要に対応できるよう、必要な制度や仕組みを構築すること。

(5) 海洋エネルギー等の開発・利用に必要な措置

波力発電など新たな海洋エネルギーや洋上風力発電の開発について、エネルギー関係技術開発ロードマップに沿って着実に推進すること。

また、海洋エネルギー等による電力を系統に接続するための海底送電ケーブルなどのインフラ整備を支援すること。

(6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の構築

再生可能エネルギー熱市場の活性化のため、イギリスなど海外の先進事例も参考に、太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱利用を全国的に促進する本格的な支援制度を創設すること。

(7) 環境に配慮した電力選択の喚起

電力小売全面自由化以降、ビジネスモデルが多様化する中、消費者が電力選択をするに当たり十分な情報を得ることができる環境整備が必要となってくる。

国は消費者に対し、電力小売自由化の仕組みについて、分かりやすく、正確な情報発信を行うとともに、電気事業者に対しては、供給する電気の電源構成について契約時に消費者へ説明する等、積極的に情報公開が行われるよう、必要な措置を講じること。

(8) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用を促進する施策

国は、事業用の太陽光発電設備について、放置・不法投棄等の懸念から廃棄等費用の積立を開始するが、都市部に多い住宅用の太陽光発電設備の廃棄処理は、事業用のものと比べて非常に非効率であるにもかかわらず、国は、家屋解体時に適切に廃棄されるものと想定し、リユース・リサイクルに誘導する有効な方策を講じていない。

今後、大量廃棄を迎えるに当たり、住宅用モジュールのリユース・リサイクルのみならず、中間処理後のガラスの有効活用が進むよう、効率的な回収や一時保管等、高度循環利用に向けた新たな仕組みを構築すること。

5 水素社会の実現に向けた取組の加速【最重点】

(提案要求先 総務省・消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省
・環境省)
(都所管局 環境局・都市整備局・交通局)

- (1) 「グリーン成長戦略」で示した工程表を実現するため、「水素基本戦略」及び「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を大幅に見直すとともに、「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援を進めるなど、脱炭素社会の実現に向け、社会実装化による水素利用の大幅拡大に向けた取組を加速すること。
- (2) 定置用燃料電池や燃料電池自動車・バス、水素ステーション等の導入について、メーカーやバス事業者、水素ステーション運営事業者等が長期的な視点をもって事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。
- (3) 家庭用、業務・産業用燃料電池や純水素型燃料電池などの定置用燃料電池について、使用目的等の補助対象の要件を緩和し、財政支援を行うこと。
- (4) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。

燃料電池自動車の補助事業について、同程度の販売額にもかかわらず補助額に大きく差がでないよう、車種によらず申請者

の実質負担の軽減を図ること。また、燃料電池自動車の業務用車両としての活用を促進すること。

燃料電池バスの導入補助に加え、導入後に負担増となる燃料費等にも支援を行うこと。また、低コスト化が期待される水素充填圧力35MPaの燃料電池バスを支援対象に加えること。

燃料電池トラック等、燃料電池を活用した新たな業務・産業用車両等が早期に社会実装を果たすよう、取組を進めること。

- (5) 水素ステーションの整備、運営に対する財政支援を継続的に行うとともに、都市部における水素ステーション整備の困難性に鑑みて、障壁の設置や土地賃借料など、整備、運営に不可欠な経費に対しても支援を拡大すること。

ア 整備に関すること

燃料電池バスの更なる普及や燃料電池トラック等の商用燃料電池モビリティの実装化を見据え、事業所内等における水素ステーション整備についても財政支援を行うこと。

水素ステーションの経営自立化に向け、低コスト化が期待できる水素充填圧力35MPaの水素ステーションを支援対象に加えること。

既存ガソリンスタンド等に水素ステーションの併設を図るなど、マルチエネルギーステーション化に向けた取組を加速すること。

イ 運営に関すること

10年間程度の継続的な運営費支援策や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会の拡大、実務経験を積む機会の更なる確保等、国として支援策等を講じること。

- (6) 水素ステーションの整備促進に向けて、「規制改革実施計画」の未措置事項を迅速に措置するとともに、公道と水素充填設備との保安距離規制や保安検査の方法等の更なる緩和を進めること。

土地が限られている都心部での水素ステーション整備を促進するため、屋内給油取扱所に水素ステーションを整備できるよう消防法における技術上の基準を示すこと。

高圧ガス保安法に基づく燃料電池バスの容器再検査について、走行等による充填圧力の低下により、容器再検査に必要な圧力を確保できず実施が困難な場合があるため、検査基準を緩和するなど、方法を見直すこと。

燃料電池バスを用いた外部給電について、高圧ガス保安法の特定消費規定の対象とされていることから、自然災害発生時等の利用に支障が生じる状況にあるため、速やかに対象から除外すること。

また、それまでの間については、外部給電器の利用実態を踏まえ、簡略化した手続方法を直ちに示すこと。

- (7) 脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・利用するための設備導入への財政支援を継続的に実施するとともに、製造コスト削減に向けた技術開発を進めること。また、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、活用に向けた仕組みを検討するとともに、CO₂フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として先導的な役割を果たすこと。福島県産水素

をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

(8) 東京 2020 大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、選手村地区における水素利活用のための施設整備に対する補助制度を拡充すること。

(9) 水素を利用する意義や水素の将来性等に関して、更なる普及啓発を図ること。

<現状・課題>

ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーの安定供給がいともたやすく脅かされている中、資源の少ない我が国におけるエネルギーの課題を改めて認識した上で、エネルギーの産業の構造を変えるような取組を今から実行し、「脱炭素社会」を実現することが求められている。

水素は利用の段階で水しか排出せず、エネルギー供給の多様化や非常時対応など、多くの優れた特徴を有している。水素関連技術は、運輸・家庭・業務など様々な分野での省エネ化に寄与するほか、将来的には、発電や産業、電化が困難な熱エネルギーなどを含めた幅広い分野での脱炭素化に貢献できる。

また、水素は長期間、大量にエネルギーを貯蔵することが可能であり、今後再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力としても有望である。

脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に加え、再生可能エネルギー由来の電力を利用して水を電気分解して生成されるCO₂フリーであるグリーン水素をその柱とし、本格活用する必要がある。

国も「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(2021年6月)」において、水素をカーボンニュートラルのキーテクノロジーと位置付けている。

現在、家庭用及び業務・産業用燃料電池や燃料電池自動車・バスなど、水素エネルギー利活用機器の市場投入や水素ステーション等のインフラ設備導入が進んでいるが、今後は更にこの流れを加速し、水素エネルギーの大幅な利用拡大を図ることが求められている。

しかし、水素エネルギーの普及に当たっては、様々な課題があり、コスト低減や購入費用の負担軽減、技術開発、規制緩和、サプライチェーンの構築、グリーン水素の供給、国民の理解促進等を進めていかなければならない。

よって、水素社会の実現に向けて、政府に対し、次の事項を実現するよう強く求める。

<具体的要求内容>

(1) 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(2021年6月)」や「第6次エネルギー基本計画(2021年10月)」を踏まえ、こ

れまでの「水素基本戦略（平成２９年１２月策定）」及び「水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成３１年３月改定）」を大幅に見直し、グリーン成長戦略で示した工程表の実現に向けた具体的なアクションプランを示すこと。

また、「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援など、社会実装化による水素利用の大幅拡大に向けた取組を加速すること。

加えて、水素の活用による熱の脱炭素化の検討を進めるとともに、燃料電池の多用途活用、水素の燃焼での利用、産業・発電分野での利用など、様々な分野で水素利用につながる技術開発を促進すること。

(２) 定置用燃料電池や燃料電池自動車・バス、水素ステーションの導入について、メーカーやバス事業者及び水素ステーション運営事業者等が長期的な視点を持って事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。

(３) 省エネとレジリエンス向上を両立する家庭用及び業務・産業用の燃料電池や純水素型燃料電池については、初期費用の低減による普及促進を図る必要があるため、「蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業」や「災害時等の強じん性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」において、使用目的等を限定しないなど、補助対象の要件を緩和の上、財政支援を行うこと。

(４) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むＺＥＶへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じること。加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ＺＥＶの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」における燃料電池自動車の補助事業について、車両販売額が同程度であるにもかかわらず補助額に大きな差が出ないよう、車種によらず申請者の実質負担の軽減を図ること。また、燃料電池自動車の特性を踏まえ、タクシーやレンタカー等の業務用車両としての活用を促進すること。

「水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業」における燃料電池バスの補助事業について、平成３０年度までに導入した実績のある団体についても、実績のない団体と同様の補助率（２分の１）にすること。

燃料電池バスに対する補助の予算規模を拡大できるよう、十分な財源の確保を行うとともに、負担増となる燃料費や水素充填のための水素ステーションへの移動コストに対しても財政支援を行うこと。

燃料電池バスが観光用途等で高速道路を利用する際に必要となる付属設備を支援対象に加えること。

費用低減、車種の拡大に向け、水素充填圧力 3 5 MP a の燃料電池バスを支援対象に加えること。

小型・大型トラックや各種作業用車両等、燃料電池システムを活用した新たな業務・産業用車両の研究開発、走行実証に対する財政支援等を行い、早期の社会実装を実現すること。

鉄道、船舶、航空等における水素利用の拡大に向けた取組を加速すること。

(5) 水素ステーションの整備、運営に対する財政支援を継続的に行うこと。

ア 整備に関すること

水素ステーションの整備における支援対象を、土地の造成や障壁の設置、水素ステーションの併設、転換のために行う既存設備等の撤去・移設など、整備に不可欠な経費に拡大すること。また、燃料電池バスの更なる普及や燃料電池トラックなどの商用燃料電池モビリティの実装化を見据え、事業所専用の水素ステーションの整備にも拡大すること。

機器のダウンサイズによる費用低減が期待できる水素充填圧力 3 5 MP a の水素ステーションを支援対象に加えること。

既存ガソリンスタンド等に水素ステーションの併設や急速充電器等の設置、ZEV レンタカー・カーシェアの導入を図るなど、マルチエネルギーステーション化に向けた取組を加速すること。

都内では、水素ステーション整備に適した用地が限られることから、水素ステーションとして活用が可能な国有地等をインフラ事業者団体に情報提供し、活用に向けたあつせんを行うなどの支援を行うこと。

イ 運営に関すること

水素ステーションの運営に対する支援については、都心部での水素ステーション整備を促進するため、土地の賃借料を新たな支援対象とするとともに、運営事業者の実際の費用負担額に見合う補助額とすること。

燃料電池バス対応水素ステーションは、乗用車だけを対象とする水素ステーションと比べ、営業時間・日数が増加し、運営経費が増加する傾向にあることから、より手厚い財政支援を行うこと。

10 年間程度の継続的な運営費支援策や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。

水素ステーション設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、令和 5 年度以降も継続的に実施すること。加えて、水素ステーション事業の自立化が図れるまでの間は、適用期間を最初の 3 年間から事業運営期間中全体に延長すること。また、軽減割合を 4 分の 1 から 3 分の 1 以上に引き上げること。

水素ステーションは年間を通じて運営しているにもかかわらず、運営経費の補助対象期間が実質的に 10 カ月に限られることから、運営実態に即した見直しを図ること。

また、補助金交付までの多額の支払が負担となる中小企業に対し、四半期や半期の実績に基づく分割払での交付が選択できるよう措置を講じること。

既存の水素ステーションの事業性確保のため、水素ステーションが機能や

サービス向上のために行う設備導入や、導入後の状況変化により陳腐化した設備の更新に係る費用等に対して財政支援を行うこと。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会を拡大するよう、講習終了のみを要件とした免状取得を可能とする関係法令の改正や、複数回の試験実施を想定した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を行うなど、国として支援策等を講じること。

中小事業者等が新たに水素ステーション事業に参入しようとした場合、実務経験を積む機会を自ら確保することが困難であることから、国として更なる支援策等を講じること。

- (6) 「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」等に基づく規制緩和について、現在の未措置項目を迅速に措置すること。加えて、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ディスペンサーと公道との離隔距離の短縮を可能とする新たな代替措置が例示基準へ追加されたが、ガソリンスタンド並みの更なる緩和（現状の5 mから4 m）を進めること。

また、水素ステーションの保安検査方法について見直しが実施されたが、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

消防法は、都内に多く存在する屋内給油取扱所への水素ステーションの整備を制限している。土地が限られる都内では、水素ステーションを屋内給油取扱所に併設することが合理的であるため、これを可能とするよう技術上の基準を示すこと。

現状では保安検査に2週間程度を要し、その間の営業ができない上、約1,500～3,000万円の高額なコストがかかっており、水素ステーションの事業性を損ない、新たな事業参入に対する意欲を低下させる大きな要因になっている。このため、これまでの水素ステーションにおける故障や事故の発生状況を踏まえ、保安検査の頻度を数年に一回にすることや、自主検査での対応を可能とするなど、検査方法を簡素化する等の見直しを図ること。

使用期間の制限のない、疲労破壊の蓋然性が低い蓄圧器については、高額な経費を要する開放検査ではなく、外観検査と気密検査のみに代える、日常点検が行われている緊急離脱カプラーの検査頻度を毎年から数年に一回の頻度にするなどの見直しを図ること。

燃料電池バスの水素タンクは、高圧ガス保安法の定めにより一定の年数ごとに容器再検査が必要であり、検査項目の一部である漏えい試験については、最高充填圧力の5分の3以上の圧力で実施するとされている。しかし、水素ステーションから検査場所まで近距離であっても、走行等による充填圧力の低下により、検査に必要な圧力を確保できず検査が実施できない場合がある。このため、検査における充填圧力基準を緩和するなど、容器再検査の方法を見直すこと。

燃料電池バスを用いた外部給電は、高圧ガス保安法に基づく特定消費規定の対象とされており、大臣特別認可や給電場所ごとの20日前の届出が必要となるなど、自然災害発生時等の利用に支障が生じる状況にある。燃料電池バスを用いた外部給電については、別途、道路運送車両法や電気事業法等により高圧ガス保安法の趣旨を踏まえた安全性が確保されていることから、速やか

に特定消費の対象から外すこと。

また、上記規定の改正までの間においては、給電時の事前届出をバス事業者ごとに一度のみとするなど、外部給電器の利用実態を踏まえ、簡略化した手続方法を直ちに示すこと。

- (7) 脱炭素社会の実現には、グリーン水素の普及が重要である。しかしながら、普及に向けては、技術開発やコスト低減、環境価値の確立など様々な課題がある。このため、グリーン水素を製造、利用するための設備導入へ財政支援を継続的に実施するとともに、製造コスト削減に向けた技術開発を進めること。加えて、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、認証やクレジット化を促進するとともに、需要側による選択を促すカーボンプライシングの導入など規制的手法を含む仕組みを検討すること。また、CO₂フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として実効ある支援策や制度構築を図ること。

水素の「製造」だけでなく、水素輸送車への燃料電池の活用など、「輸送」における低炭素化のための技術開発等への支援も行うこと。

また、福島県産水素をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

- (8) 晴海の再開発地区（選手村）における水素導入は、環境先進都市の実現に向け、一般の住宅地における水素利用のモデルを構築するとともに、エネルギー・環境施策の先進的な取組を実施・PRし、水素社会の構築を先導することが期待される。

大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、選手村地区における水素ステーションの整備や定置用燃料電池の設置等、段階的な施設整備に対する補助制度を拡充すること。

- (9) 水素エネルギーの利用拡大には、国民の理解が重要であることから、水素を利用する意義や水素の将来性等に関して、更なる普及啓発を図ること。

6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充

(提案要求先 総務省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・都市整備局)

緑地の保全や創出を推進するための税財政措置を講じること。

<現状・課題>

都市における緑は、生物の生息・生育空間として都市の生物多様性を支える存在であり、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市化に起因するヒートアイランド現象の緩和や、火災の延焼防止や都市水害の軽減、避難場所の提供など、重要な役割を有している。

豊かで潤いのある質の高い都市生活を実現するためには、都内における緑の保全・創出が急務となっていることから、都はこれまでも、失われつつある貴重な緑地の保全地域指定、一定規模以上の開発の際の緑化の義務付け、公立小中学校等の校庭の芝生化などの取組を進め、緑の保全と創出に努めてきた。一方で、国は、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択される予定のポスト2020生物多様性枠組に対応し、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定など、民間による生物多様性保全の取組を進めるべく検討を重ねているところである。

しかしながら、都市及び都市近郊の樹林地等については、所有者に緑地として保有し続ける意思があるにもかかわらず、高額な相続税がきっかけとなって転用・売却される事例が多く、緑地喪失の主要な原因となっている。また、平成27年1月から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ等）が行われたことから、緑地の喪失が更に進むおそれがある。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地において貴重な緑地である樹林地等について、緑地として永続的に担保されるよう、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置を講じること。
- (2) 下記の緑地については、土地所有者の理解と協力を得て、地域指定を円滑に進めるため、用地の買取りに伴う譲渡所得の特別控除額を現行の1,500万円（特別緑地保全地区は2,000万円）から引き上げること。
 - ① 都立自然公園特別地域
 - ② 都自然環境保全地域特別地区
 - ③ 都独自の保全緑地
 - ④ 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- (3) 都市緑地法に基づく緑地の保全を推進するため、下記の措置を講じること。
 - ① 市民緑地制度については、契約期間20年未満であっても税の優遇措置を受けられるよう、契約期間に応じた段階的な相続税評価額の控除を行うなど、現在の制度を拡充すること。
 - ② 特別緑地保全地区制度については、現行の相続税の8割評価減の優遇税

制について、更なる拡充を図ること。

(4) 都市の緑地を保全していくためには、土地所有者の理解と協力が不可欠であることから、地方自治体が条例等に基づく独自の制度として契約・協定などを締結した緑地の所有者に対し交付する緑地奨励金等について、非課税措置を講じること。

(5) 都市及び都市近郊の緑地保全を推進するため、下記の指定がなされた土地に関する固定資産税を地方税法上非課税とするとともに、それに伴う十分な財政支援を行うこと。

- ① 都独自の保全緑地
- ② 区市町村独自の保全緑地
- ③ 都自然環境保全地域特別地区
- ④ 都立自然公園特別地域
- ⑤ 都市緑地法による特別緑地保全地区
- ⑥ 鳥獣保護区特別保護地区
- ⑦ 区市町村指定の保存樹林

(6) 市街地における緑の創出は、国や地方自治体、民間企業などあらゆる主体による取組が重要であることから、国においても、国立大学法人附属小中学校の校庭の芝生化の推進など、国や独立行政法人が所有する施設の敷地及び屋上等の緑化を強力に推進するため、必要な財政措置を講じること。

7 公園整備事業等の推進【最重点】

1 公園整備事業等の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、制度を拡充すること。

<現状・課題>

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。

また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。

さらに、中長期的な国内外の利用者の回復を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保すること。
- (2) 世界からの来訪者の「おもてなし」の場となる庭園や動物園を含む都市公園の改修に十分な交付金を確保するとともに、補助対象施設の拡充を行うこと。
- (3) 公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。
- (4) 増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参 考

(1) 公園整備事業の推進

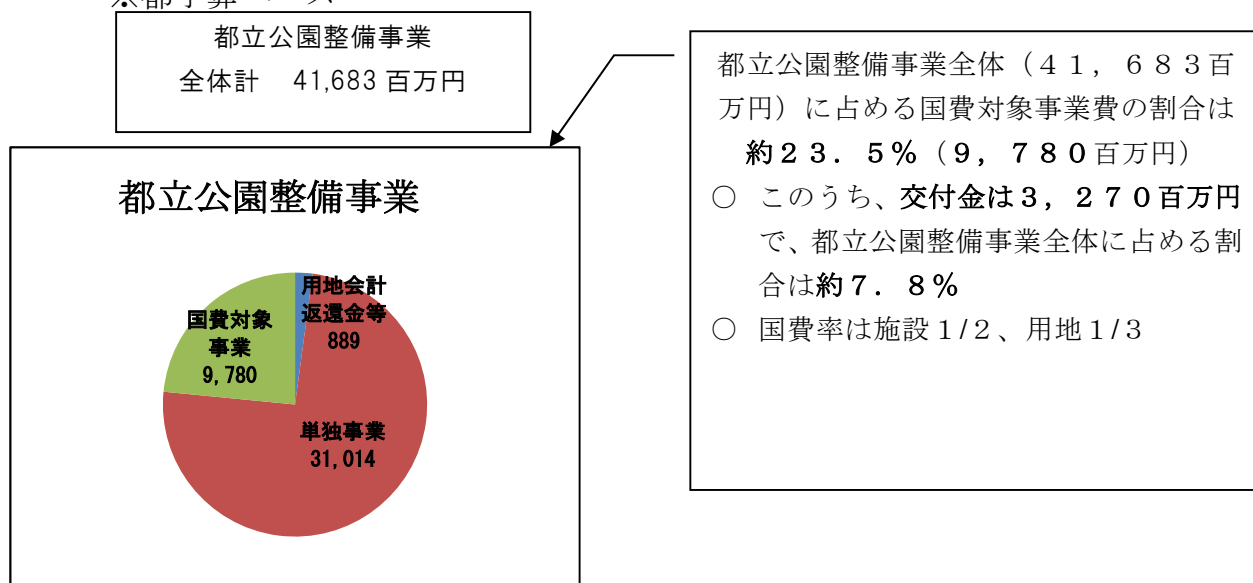
【都の公園整備の計画と実績】

区 分		都市計画公園・緑地計画 決定面積（令和3年4月現在）	公園整備済面積 （令和3年4月現在）
		規模 （ha）	規模 （ha）
都市公園	都立公園	3, 9 5 1	2, 0 3 8
	その他公園	7, 4 6 4	3, 9 4 4
都市公園以外の公園		—	2, 0 5 7
計		1 1, 4 1 5	8, 0 3 9
一人当たりの公園面積 ※全国平均 1 0 . 3 m ² /人		8 . 1 （m ² /人）	5 . 8 （m ² /人）

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月改定）に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【令和4年度 都予算に対する交付金の割合（事業費）】

※都予算ベース



(2) 特別緑地保全地区の指定状況

（平成31年4月1日現在）

区 域	箇 所 数	面 積
	箇 所	h a
2 3 区	1 7	8 6 . 4 4
多摩・島しょ	3 3	2 3 3 . 7 7
東京都全体	5 0	3 2 0 . 2 1

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
公園整備		1 / 3	都市公園法施行令第 3 1 条
参 考	道路・街路整備	1 / 2	道路法 5 6 条
	河川整備	1 / 2	河川法第 6 0 条第 2 項

※ 1 / 2 とすることを要求

2 防災公園の整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げること。

<現状・課題>

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

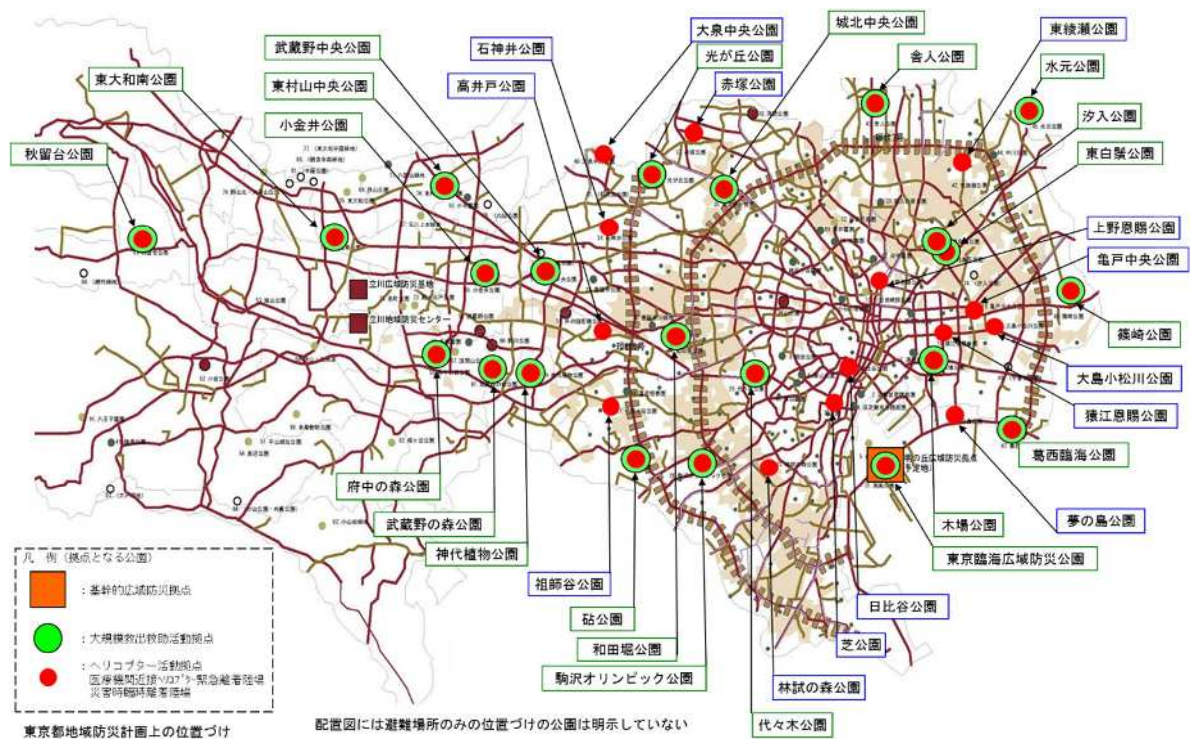
防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園は、その開園面積が計画全体の約 5 割に過ぎず、2029 年度までに約 125 ヘクタールで事業を進め、計画的・集中的に更なる拡張に取り組む必要がある。あわせて、防災公園の機能強化のため照明灯や非常用電源等の整備、改修が必要である。

<具体的要求内容>

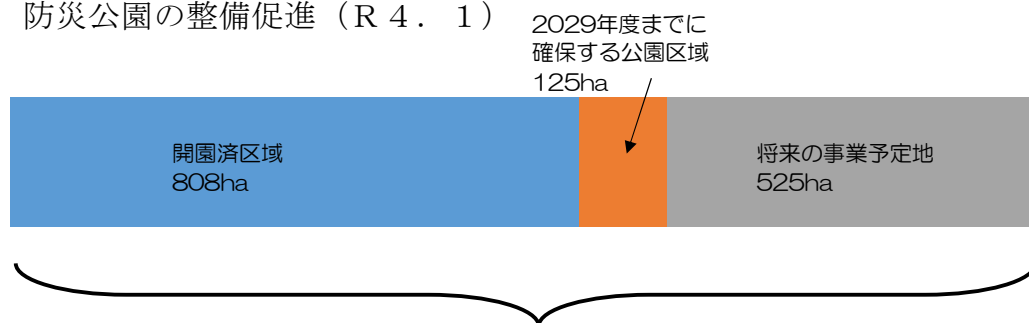
- (1) 公園整備事業推進のため必要な交付金を確実に配分すること。
- (2) 「東京都地域防災計画」で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確実に配分すること。
- (3) 公園整備の用地取得に係る国費率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げること。

参 考

(1) 東京都の防災公園整備 (R 2. 6)



(2) 防災公園の整備促進 (R 4. 1)



(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
参 考	公園整備	1 / 3	都市公園法施行令第 3 1 条
	道路・街路整備	1 / 2	道路法 5 6 条
	河川整備	1 / 2	河川法第 6 0 条第 2 項

※ 1 / 2 とすることを要求

8 都市再生推進のための国有財産の活用

1 国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・環境局・建設局)

- (1) 都市再生事業推進のため、国有財産の減額取得を可能にすること。
- (2) 緑あふれる都市に再生するため、国有財産の公園確保の仕組みづくりや緑の保全・創出に努めること。

<現状・課題>

国家公務員宿舎跡地やその他国有財産は、東京の都市再生のためにも貴重な資源であり、防災、環境、基盤整備等といった課題の解決のためにも、計画的な土地利用が望まれる。

また、都市の公園確保のための貴重な資源であるとともに、敷地内の豊かな緑は、都市における良好な緑地として大きな役割を果たしている。

平成22年6月に財務省が公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用について」において、国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生の貢献に関する記載が見られるが、その後、具体的な内容は示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」における国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生への貢献に関する具体的な内容を早期に明確にし、着実に国有財産の移転再配置を進めるとともに、都の実施する基盤整備と密接に関連する国有地（議員宿舎・国家公務員宿舎・庁舎などの跡地）を都市再生の貴重な資源として、地元自治体が活用できるよう減額取得を可能にすること。
- (2) 都市計画公園区域や隣接する国有地については、自治体が優先的に用地を確保できる仕組みを充実するほか、自治体に対する無償貸付制度を継続・拡充すること。
- (3) 国有地の利活用の検討に当たっては、以下のとおり既存樹林の保全や新たな緑地の創出などに努めること。
 - ① 引き続き国有地として保有する場合は、都市における良好な緑地の確保の観点から、既存樹林の保全あるいは新たな緑地の創出に配慮すること。
 - ② 国有地として保有せず、民間事業者等に貸付又は売却などを行う場合は、既存樹林の保全あるいは新たな緑地の創出に関する条件付けを検討するなど、都市における良好な緑地の確保に努めること。

2 公園整備に係る国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、隣接する国有地を無償で貸し付けること。

<現状・課題>

都立旧岩崎邸庭園（都市計画旧岩崎邸公園）について

旧岩崎邸庭園は、国有財産である国指定重要文化財「旧岩崎家住宅」を、都が無償で借り受け、都立の文化財庭園（約1.8ヘクタール）として公開している。平成13年10月に開園し、年間約20万人が訪れる首都東京の文化・観光拠点である。

本来の岩崎邸は、当該庭園のほか、隣接する国有地（合同庁舎及び宿舎敷地）等を含み、現状の倍以上の規模を有していた。日本の近代文化の象徴ともいえる明治期の典型的な大邸宅の遺構を保全・活用するため、かつて広大な規模を誇る和館や書院庭等が配置されていた国有地を公園区域に拡張するなど、文化・観光拠点機能の拡充を図る必要がある。

<具体的要求内容>

首都東京の公園の重要な機能を拡充するため、都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、国有地を無償で貸し付けること。

参 考

(1) 国有地の無償貸付制度の概要

【法令上の優遇措置】

国有財産法 第22条	地方公共団体が緑地・公園の用に供する場合 無償で貸し付けることができる
------------	-------------------------------------

【運用】

財務省通達 ○未利用国有地等の管理処分方針について (H23. 5. 23財理第2199号)	以下のものについては、優遇措置を適用せず、 全面積を時価売払 いするものとする ・物納財産 ・独立行政法人通則法の規定に基づき国に現物納付された財産 ・ 国が移転経費を要した財産
--	--

都立旧岩崎邸庭園拡張区域



宿舎（最高裁判所）を除く各施設については、「東京23区外の庁舎等の移転・再配置計画について（H19. 6. 15）/国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」により廃止予定時期が示された湯島地方合同庁舎については、廃止・移転については示され（平成26年度以降）ているが、具体的な時期が示されていない。

9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進

(提案要求先 文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

世界自然遺産を将来にわたって保全していくため、外来種対策など、国は自らの取組を強化するとともに、都、村の取組に対して財政支援などを積極的に行うこと。

<現状・課題>

小笠原諸島は、平成23年6月に世界自然遺産に登録された。世界遺産は人類共通の財産であり、未来の世代に引き継ぐために確実に守らなければならない。それは、世界遺産条約締約国である日本の責任である。

そこで、世界自然遺産の適正な保全管理を推進するに当たっては、国が、主体的に取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、小笠原諸島の世界自然遺産の保全管理について、「世界自然遺産 小笠原諸島管理計画」に基づき、今後とも着実に外来種対策などに取り組むこと。特に、緊急の課題である兄島のグリーンアノール対策については、機動的な緊急対策を進めるとともに、根絶に向けて十分な財政措置を講じ、的確な取組を行うこと。
- (2) 国は、新たな外来種の侵入拡散防止に積極的に取り組むなど、世界遺産委員会の勧告に適切に対応すること。
- (3) 国は、オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、オガサワラシジミ、ムニンノボタンなど絶滅に瀕する固有の希少動植物の保護増殖事業への取組を拡充すること。
- (4) 喫緊の課題であるオガサワラカワラヒワについて、国は、自らが定めた「オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画」に基づき外来種対策などの取組を迅速に拡充するとともに、都や村が行う事業について十分な財政措置を講じること。
- (5) ノヤギの駆除を含む植生回復等都や村が行う事業については、引き続き財政措置を講じること。

1 0 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化

1 環境・保健対策の充実

(提案要求先 環境省)
(都所管局 福祉保健局)

大都市における大気汚染の状況を踏まえ、大気汚染物質の健康影響に関する研究調査などを推進し、環境・保健対策の充実を図ること。

<現状・課題>

大気汚染物質と健康被害との関係については、国において各種の研究調査が実施されており、平成21年9月に、微小粒子状物質(PM2.5)の健康影響に関する評価が行われ、環境基準が設定された。

しかし、いまだ、粒子状物質や共存大気汚染物質の健康影響等について未解明な部分も多く、必要な研究調査等を推進し、早急に実効性ある対策を講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

微小粒子状物質(PM2.5)などによる大気汚染の健康影響に関する研究調査を推進し、大都市における大気汚染の状況を十分に踏まえた公害健康被害予防事業の内容の強化充実及び対象地域の拡大を図ること。

2 大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策の実施

(提案要求先 環境省)

(都所管局 福祉保健局・環境局)

大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を実施すること。

<現状・課題>

健康被害者に対する救済では、平成19年8月の東京大気汚染訴訟の和解を受け、都は、気管支ぜん息の医療費助成を、それまで18歳未満だったものを平成20年8月から全年齢に拡大して実施してきた。本制度により認定を受けた18歳以上の患者は令和4年2月末時点で約5万人となっている。

都は、制度創設時に関係者が抛出した原資をほぼ使い切ること、関係者からの新たな財源抛出が困難なことなどから、18歳以上の患者への新規認定を平成26年度末で終了するとともに、現に助成を受けている患者に対し、平成30年度からは自己負担を導入し、引き続き都の応分の負担による助成を実施している。

しかし、自動車排出ガスによる大気汚染の根本的な原因は、国の規制が遅れたことにあり、国は健康被害防止に有効な対策及び総合的な健康被害者救済策を、責任をもって講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

大気汚染による健康被害者の早期救済のため、都としては医療費助成を実施しているが、国の責任として、大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を検討し、早急に有効な対策を講じること。

1 1 道路環境対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

幹線道路の騒音対策やヒートアイランド対策等を推進し、沿道住民の生活環境を改善するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されているため、その対策が求められている。

また、ヒートアイランド対策の一つとして、路面温度の上昇を抑制する効果のある舗装を敷設する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 騒音対策としての低騒音舗装、緩衝建築物一部負担に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) ヒートアイランド対策としての遮熱性舗装等に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 騒音対策としての防音工事助成に対して財政的支援を実施すること。
- (4) 自動車排出ガスによる大気汚染が特に著しく、重点的な対策を実施することが必要な地点について、国が主体となって、必要な調査と対策の検討を行うこと。

参 考

1 令和4年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
沿道環境改善事業	13,089	2,366（1,183）
低騒音舗装	7,007	645（323）
遮熱性舗装・保水性舗装	6,026	1,560（780）
防音工事助成	40	0（0）
緩衝建築物一部負担	200	200（100）

区 分	事業費	国、首都高速㈱の負担金額
局地汚染対策	42	5

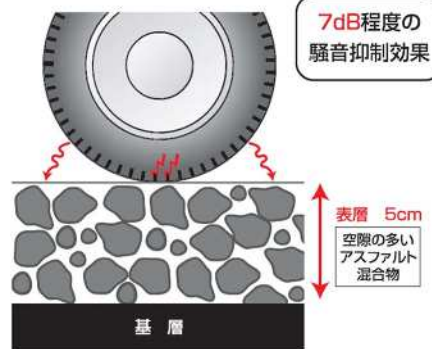
都、国、首都高速㈱が負担比率に基づき負担している。

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

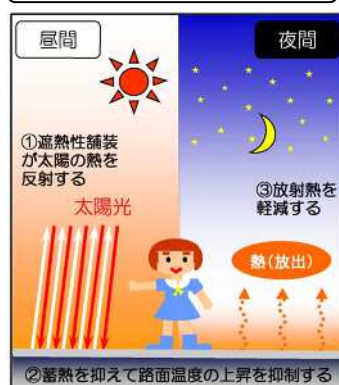
区 分	令和3年度	令和4年度
沿道環境改善事業 （国費）	214（107）	37（18）

低騒音舗装



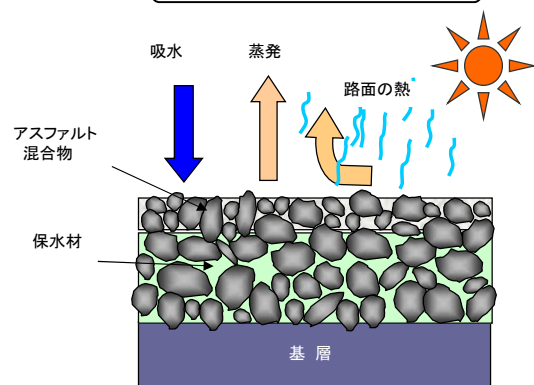
- すきまの多い材料を舗装表面に使用し、走行車両のタイヤと路面で圧縮された空気により発生する音などを空隙に吸収する舗装
- 通常の舗装と比べ路面の騒音を7デシベル程度抑制する。

遮熱性舗装



- 舗装表面に遮熱材を塗り、赤外線を反射して熱吸収を防ぐ舗装
- 舗装表面に塗るため、低騒音舗装に施工しても騒音低減機能は損なわない。

保水性舗装



- 舗装の空隙に注入した保水材によって、雨水などの水分を吸収し、蓄えることができる舗装
- この水分が晴天時に蒸発する気化熱で路面温度を下げ、舗装から大気への放熱を少なくする。

1 2 微小粒子状物質（PM_{2.5}）・光化学オキシダント（O_x）対策の推進

（提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局 環境局）

大気環境中の微小粒子状物質（PM_{2.5}）と光化学オキシダント（O_x）の濃度改善のため、発生源の実態や生成メカニズムを解明し、総合的かつ広域的な対策を早急に講じること。

<現状・課題>

東京の大気汚染は、各種固定発生源対策やディーゼル車走行規制等の実施などにより、浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準を達成するなど確実に改善している。残された課題として、大気環境中で光化学反応等により二次的に生成するPM_{2.5}やO_xの濃度改善がある。

PM_{2.5}の都内の濃度は、これまでの対策により大幅に低減し、2019年度に初めて全測定局で環境基準を達成したものの、安定的な環境基準の達成には至っていない。加えて、都においては、PM_{2.5}の更なる濃度低減に向けて都独自の政策目標を掲げ、取組を推進している。一方、O_xは、全国的に環境基準を超過した状況が続いている。

PM_{2.5}やO_xは、発生源が多岐にわたり、大気中の挙動について未解明な部分が多く、日本国内の排出源のほか大陸からの越境汚染を含む広域的な大気の流れに起因することなどから、国は、行政区域を越えて広く存在する発生源の実態や二次生成機構等を解明し、これまでの原因物質対策（揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物（NO_x）等）の効果検証を踏まえながら、総合的かつ広域的な対策を講じる必要がある。特に、国はO_x対策として光化学オキシダント対策ワーキングプランを策定し、健康影響や植物影響などを整理した上で、環境基準の見直しも含めた検討を行うこととしている。

また、PM_{2.5}やO_x等の大気汚染物質は、気候変動により濃度が変化することや、一方で気候変動に影響を及ぼすことが報告されており、大気汚染と気候変動は密接に関係している。気候変動対策の取組が世界的に進められる中、気候変動対策の観点を持ちつつ大気汚染対策を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- （1）多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム、大気の流れ、全球的なバックグラウンド濃度の影響等について、引き続き詳細な解明を行い、これまでの対策の効果検証を踏まえながら、原因物質削減目標の設定など総合的かつ実効性のある広域的な対策を早急に講じること。

また、誤解を招くことのないよう、健康影響や植物影響、環境基準の見直しなどに関する正確な情報やデータを適切に提供すること。

(2) VOCは、PM_{2.5}とO_xを生成する主要な原因物質の一つであることから、排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するとともに、総合的な削減対策を引き続き強力に推進すること。

① 平成18年4月より進めてきた大気汚染防止法に基づく排出規制と事業者による自主的取組を併せたVOC排出削減対策について、これまでの対策の効果検証を詳細に行い、事業者の取組の効果を定量的に把握できるようにすること。

② PM_{2.5}とO_x生成能の高いVOCをそれぞれ明らかにする調査や植物起源VOCの排出量の実態把握を進めること等により、VOC排出削減によるPM_{2.5}とO_xの低減効果の定量的な予測精度を向上させること。

あわせて、生成能の高いVOCの実態把握を進めるため、PRTTR制度やVOC排出インベントリの対象とするVOCの成分を拡充させるとともに、効果的な対策方法について検討を進め、速やかに実施すること。

③ 法規制の対象にならない中小事業者に対し、一層自主的取組が促進されるよう、財政支援も含め、早急に推進策を講じること。

④ 自主的取組を実効性あるものとするため、小型・低コストの処理装置や排出量の管理が容易にできる測定機器及び代替品となる低VOC資材の開発・普及を促進すること。

⑤ VOC排出事業者へ製品製造を発注している事業者に対し、VOC対策を盛り込んだ発注仕様の採用を促し、発注側からのVOC対策の普及を図ること。

また、公共調達におけるVOC排出抑制への取組が推進されるよう、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）においてVOC対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。

⑥ 日常生活に伴うVOCの排出が抑制できるよう、製造業者や関係団体に対し、VOC使用量の少ない商品の製品化を促す取組や支援を行うこと。

また、消費者や企業に対し、製品の購入に当たってVOCの少ない製品を選択するよう広報・情報提供を行うこと。

⑦ 低VOC塗装工事の更なる普及に向け、研究体制の充実や民間等の先行事例の検証により知見を収集し、国が行う公共工事について、建築工事における水性塗料の適用部位の拡大を図ること。

また、橋梁等、鋼構造物における低溶剤、無溶剤及び水性塗料の採用を促すよう、現場での試験塗装を実施するなど標準仕様の改定に向けた取組を進めること。

さらに、グリーン購入法における公共工事の項目について、特定調達品目の建築資材として、水性塗料をはじめとする低VOC塗料等に関する内容の充実を図ること。

⑧ 現在VOC自主行動計画に参画していない建設業界に対し、産業界と同等のVOCの排出削減に向けた目標の設定等、実効性のある取組を促すこと。

⑨ 燃料蒸発ガスの低減対策のうち、給油所側の対策であるStageⅡ給

油機の更なる普及促進に向けて、事業者が自主的取組を円滑に実施できるよう、財政支援を含め、必要な措置を早急に講じること。特に、都内に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収率の高い S t a g e II 給油機普及促進のため、メーカーへ更なる技術開発を促すなど必要な措置を講じること。

- ⑩ 大規模なVOC取扱施設が集中する地域（臨海地域など）の排出総量の実態や影響を把握し、一層の排出抑制策を講じること。
- (3) O_xの濃度は、NO_xとVOCとのバランスに依存し、NO_xの濃度が改善されても、夏季に都市部で上昇する可能性がある。そのため、自動車排出ガス規制の強化などによるNO_xの削減量に見合ったVOC削減量とするための対策の一層の推進を図るなど、総合的な大気環境対策を推進すること。
- (4) 安定的な環境基準の達成には至っていないPM_{2.5}について、以下の施策を講じること。
 - ① 排出インベントリの精度向上に重要であるため、発生源から排出されるPM_{2.5}の凝縮性粒子を共通の手法で測定することができるよう、汎用性の高い標準的な測定法を定めること。
 - ② 船舶や航空機が集中する地域（臨海地域など）からのPM_{2.5}排出総量の実態や影響を把握し、排出抑制対策を講じること。
- (5) 大気環境の改善と気候変動の回避の双方により実効性のある対策を推進するために、PM_{2.5}やO_x等の大気汚染物質と気候変動の関係について、調査研究を進め情報提供を行うこと。

1 3 市街地土壤汚染対策の推進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 土壤汚染対策法及び特定有害物質の基準の見直しについて、的確かつ合理的に運用を行えるように対応すること。
- (2) 狭あいな土地に採用可能で低コストな土壤汚染対策技術の開発促進及び事業者が対策を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。
- (3) 法に基づく調査・対策において、簡易で迅速な分析法の導入を図ること。
- (4) 操業中に可能な浄化技術の開発促進及び操業中の対策に係る助成制度の整備等を講じること。
- (5) 掘削除去によらない持続的に実施可能な土壤汚染対策の普及啓発を行うとともに、特に自然由来等土壤（水面埋立て土砂由来を含む）においては、有効利用を促進するための実態把握、関係機関への周知・調整、その上で必要な制度改善等を進めること。

<現状・課題>

土壤汚染対策法の改正について、政省令の本文、施行通知、調査及び措置に関するガイドライン、更に説明会等において、解釈が示されているものの、想定外の事項について疑義が生じることは避けられず、自治体の窓口において対応に苦慮している状況にある。

また、令和3年4月1日に施行されたカドミウム・トリクロロエチレンの基準の改正に伴い、これまでに措置が実施された土地についての対応等、運用における混乱が生じることが予想される。

さらに、中小企業の狭あいな土地における土壤汚染の調査・対策に要する費用負担が大きいことから、土壤汚染対策が進まず円滑な土地利用が進まない懸念がある。

加えて、土壤汚染対策においては、一般的に掘削除去等の対策をとることが多く、搬出する汚染土壌の運搬・処理に大量のエネルギーが使用されるとともに、埋戻し土壌に山砂が使用されることで自然環境に影響を与えている事例がある。

また、環境負荷だけでなく、土地取引の中で掘削除去を求められること等により対策費用がかさむばかりか、土地の利活用が阻害され、ブラウンフィールドの発生につながる可能性も懸念されている。基準不適合土壤が確認されている土地において、法令等で求められている土壤汚染による人の健康被害の防止が確実に図られていることを前提として、個々の現場状況に応じて、環境面・経済面・社会面に配慮した持続可能な土壤汚染対策を実現していくことが重要になる。

特に自然由来等土壤については平成31年4月の法改正により一部の規制が緩和され、有効利用が可能になったが、現状では、法改正前と同様にほとんどが汚染土壤処理施設へ搬出されており、有効利用が進んでいない。これにより、大量の自然由来等土壤の処理に莫大な費用が掛かるとともに、エネルギー消費による地球温暖化等への影響も生じている状況である。

これら多くの課題解決のため、国においても必要な普及啓発等を進めるとともに、法制度の更なる運用改善や助成制度の整備等が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 土壤汚染対策法や基準の改正について、各自治体の実情を踏まえ、寄せられる各種の照会に対し、迅速かつ明確に対応できる体制を整備すること。

また、調査及び措置に関するガイドラインは、実務を行う上での指針となっているが、現場の実情に即したものにするため、自治体や学識経験者も交えた議論の場を設定し、適宜適切な改訂を行うこと。特定有害物質の基準の見直しに関しては、事業者が調査・対策を円滑に実施できるよう、これまでに措置が実施された土地等において混乱が生じることがないように引き続き運用を検討すること。

- (2) 大都市の住宅と工場が混在する狭い土地に対応でき、かつ、資金力に乏しい事業者が低コストで土壤汚染対策が行えるよう早急に汚染処理技術の開発を促進するとともに、事業者が対策を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。

- (3) 事業者が汚染範囲を迅速かつ低コストで確認し、円滑に対策を実施できるよう、都は、条例に定める土壤汚染調査のうち、汚染範囲の絞り込みに使用できる簡易で迅速な分析技術を既に選定している。

国においても、このような技術を参考にして、土壤汚染対策法に基づく調査・対策においても簡易で迅速な分析法の導入を図っていくこと。

- (4) 有害物質を取り扱う操業中事業者に対しては、施設の廃止時に必要となる土壤汚染調査や対策について、制度の周知徹底を図るとともに、施設の廃止時に備えた取組を含めた啓発を行うこと。

また、操業中でも実施できる浄化技術の開発を進めるとともに、対策の実施に必要な資金の助成制度等の促進策を設け、事業者の負担軽減を図ること。

- (5) 掘削除去によらない土壤汚染対策が選択されるよう、技術開発や普及啓発、必要な制度改善を実施すること。

また、自然由来等土壤の有効利用を促進するために、関係機関への周知・調整や実態把握を行い、その上で、例えば工事中の搬出入調整のための仮置ヤードでの一時保管を可能にするなど、更なる制度改善等を進めること。

1 4 P C B 廃棄物処理の促進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

P C B 廃棄物処理の促進を図ること。

<現状・課題>

平成28年8月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年法律第34号。以下「改正P C B 特別措置法」という。)に合わせ、電気事業法(昭和39年法律第170号)の省令等も改正され、高濃度P C B 廃棄物の期限内処理及び高濃度P C B 使用製品については処分期間内に使用を終えて廃棄することが義務付けられた。

高濃度P C B 廃棄物の処理費用の負担軽減措置としては、中小企業者等を対象とした収集運搬・処分費用に対する軽減措置があるものの、「安定器」についてはJ E S C O 北海道P C B 処理事業所で処分されるため、収集運搬費用は東京P C B 処理事業所までの経費に比べて高額となる。今後、昨今の世界情勢に起因する原油価格高騰に伴う輸送コストの上昇や、新型コロナウイルス感染拡大による経営状態の悪化の影響が長期間に及ぶことも想定され、「安定器」の処理費用が大きな負担となることで、処理が停滞するおそれがある。

また、改正P C B 特別措置法では、法に基づく届出がなされていない高濃度P C B 廃棄物等について、都道府県等による事業者に対する報告徴収や立入検査の権限が強化され、P C B 保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度P C B 廃棄物の処分に係る代執行を行うこともできることになったが、代執行に係る人件費等の事務執行に係る費用については、財政負担等が考慮されていない。

さらに、低濃度P C B 含有機器(P C B 含有の疑いのある機器を含む。)については、使用期限やP C B 濃度の分析義務が法で定められていない。その上、国からの適正処理に関する周知が不十分であり、国が定める期限までのP C B 廃棄物処理の完了が厳しい状況が予想される。

<具体的要求内容>

P C B 廃棄物の早期かつ適正な処理の推進に向けて、

- ① 「安定器」の収集運搬・処分費用に対する中小企業者等を対象とした軽減措置について、更なる負担軽減措置を講じること。
- ② 高濃度P C B 廃棄物の行政代執行に係る経費について、処分費用に対してだけでなく、事務執行に係る費用に対しても財政措置を講じるとともに、円滑な行政代執行に必要な支援を行うこと。
- ③ 低濃度P C B 含有機器(P C B 含有の疑いのある機器を含む。)について、使用期限やP C B 濃度の分析義務を法で定めること。コンデンサー等の封じ切りの電気機器については、分析により生じる代替機器購入費用等について、財政措置を講じること。

また、国が把握している電気工作物設置者のデータ等を活用し、使用中の事業者に対して、国が期限内の適正処理について指導するとともに、周知を図ること。

1 5 森林循環促進に向けた施策の拡充【最重点】

(提案要求先 林野庁)

(都所管局 産業労働局・政策企画局)

- (1) 森林循環に資する国産材の利用促進施策を拡充すること。
- (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や、低コスト化推進のための施策を強化すること。
- (3) 森林循環を促進するように実情に合わせて森林経営計画制度の認定要件を見直すこと。

<現状・課題>

我が国の森林は、戦後植林された人工林が伐採の時期を迎えているが、木材価格の下落などを通じた林業の低迷により、森林の管理や伐採更新が停滞している。こうした状況を受け、若い森林が極端に少ない偏った齢級構成となっており、花粉飛散の増大や森林の二酸化炭素吸収能力の低下を招いている。

また、近年、台風等の豪雨災害が頻発しており、森林の有する土砂災害防止や洪水緩和といった機能の重要性が一層高まっている。

このため、偏った齢級構成の是正や、森林の有する機能の持続的な発揮に加え、国の掲げる木材自給率50パーセントの目標を達成していくためには、伐採、利用、植栽及び保育という森林循環を促進し、全国の森林再生、すなわち治山への取組へとつなげていくことが必要である。

そこで、都は、地域材である多摩産材の利用拡大や林道等の基盤整備を進めるとともに、森林所有者と協定を結び、伐採や花粉の少ないスギの植栽及び保育の実施に取り組んできたが、急傾斜地での木材搬出技術を持つ事業体の不足等が課題となっており、高度な技術者の育成を進めているところである。

また、平成30年6月に発生した大阪北部地震により、安全性に問題のあるブロック塀の倒壊事故が発生したことを受け、対策の一つとして都有施設で国産材を活用した塀の設置を進めるなど、多摩産材をはじめとした国産材の更なる活用を進めている。

あわせて、新型コロナウイルスの影響等によって今後の木材需要の先行きが不透明であることから、これまで以上に公共部門等における木材需要の創出が求められている。

さらに、都の提案により全国知事会に設置され、47都道府県が参加する国産木材活用プロジェクトチームでも、地域の活性化や国土強靱化などにつながる国産木材の更なる需要拡大に向けた政策提言を取りまとめ、国に対して協力を要請するとともに、都道府県が創意工夫を凝らした取組を展開し、地方の責任を果たしていくという決意と姿勢を示す行動宣言を策定し、都道府県で更なる取組を進めているところである。

国は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を令和3年10月に施行し、建築物における木材利用を促進することとしており、昨今のウクライナ情勢に伴う輸入材の供給不足等も踏まえ、国産木材利用を通じた森林循環のより一層の推進が必要なことから、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

(1) 森林循環に資する国産材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産材を積極的に利用するため、国産材を使用した塀など、幅広い用途での普及を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、民間利用の一層の促進や中高層建築物の木造化に向け、技術研究開発や設計・施工を担う人材育成などの施策を拡充すること。

(2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や低コスト化推進のための施策の強化

森林の多面的機能の発揮、花粉飛散量の低減及び木材自給率目標の達成に不可欠となる林道等の基盤整備、森林の所有者や境界の明確化、林業におけるデジタル技術の活用などに向けた対策を強化すること。

また、急傾斜地等での森林循環を推進するため、架線系高性能林業機械の開発・普及や、架線技術者育成のための取組を強化すること。

(3) 森林循環を促進するように実情に合わせた森林経営計画制度の認定要件の見直し

林業経営体が積極的に伐採・植栽・保育を行えるように、森林経営計画における伐採上限や間伐要件を緩和するなど制度の見直しを図ること。

1 6 東京湾の水質改善対策の促進

(提案要求先 農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 政策企画局・都市整備局・環境局・建設局・港湾局・下水道局)

東京湾の水質改善に資する施策に対し必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

<現状・課題>

東京都では、50年100年先を見据え、持続可能なまちづくりを目指す「東京ベイeSGプロジェクト」に着手した。このプロジェクトでは、水と緑溢れる都市づくりのひとつとして、「泳げる東京湾」の実現を目標に掲げている。

一方、東京湾の水質については、有機汚濁の代表的な水質指標であるCOD（化学的酸素要求量）がこの20年間で大幅には改善されておらず、窒素、りん等の流入による東京湾の富栄養化に伴う赤潮や青潮の発生、雨天時における糞便性大腸菌群の増加などの課題が依然として存在する。東京湾は東京都以外からの汚濁負荷の排出割合が約7割を占めており、水質を改善するには、関係する全ての自治体の協力が欠かせない。

現在、「東京湾再生のための行動計画（第二期）（平成25年5月31日付東京湾再生推進会議策定）」に基づき、東京湾再生に向けた取組が進められており、関係する他の自治体とともに広域的な取組を進めることが重要となっている。

<具体的要求内容>

東京湾の水質改善に向け、関係自治体に取り組む以下の施策に対し、必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

○下水道

合流式下水道の改善、高度処理の導入促進、未整備地域の整備促進等

○雨水流出抑制

貯留・浸透施設の設置等

○農業集落排水施設

未整備地域の整備促進、老朽化施設の更新整備、高度処理の導入促進等

○河川・港湾

河川や運河等での汚泥しゅんせつ等の有機汚濁対策、湿地や河口及び港湾における干潟整備等の自然再生

1 7 食品ロス削減施策の推進【最重点】

(提案要求先 消費者庁・農林水産省・経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

食品ロス削減に向け、多様な主体と連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するとともに、食品リサイクル法の対象を拡大すること。

<現状・課題>

日本国内で発生する食品由来の廃棄物等のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは令和元年度実績で570万トンと推計されており、これは国連世界食糧計画（WFP）による食糧援助量（約420万トン）の1.4倍に相当する膨大な量である。

- ① 令和元年10月、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が施行されるとともに、令和2年3月には、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が示された。都においても令和3年3月に策定した東京都食品ロス削減推進計画に基づき、多岐にわたる施策を着実に推進しているところであり、国民運動として事業者・消費者・行政等の多様な主体が協働により取組を進めていく必要がある。
- ② 流通段階（製造、卸売、小売）で発生する食品ロスは、食品ロス全体の3分の1に上る。平成31年3月、農林水産省の「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）において加工食品や日配品の商慣習に関しての取りまとめが行われ、納品期限の緩和等の動きが進展しているものの、更に実効性のある対策を進める必要がある。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭での食事の機会も増加していることから、買い物前のストックチェックや、商品を陳列棚の手前から取るなど、食品ロスを意識した消費行動の重要性が一層増している。食品ロスの削減に向けた具体的な行動を促すよう、「新しい日常」にも配慮しながら、普及啓発等に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ④ 令和元年7月から計34の業種区分について発生抑制の目標値を設定したものの、目標値の設定がなされていない業種区分も多い。
発生抑制は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）において最優先で取り組むべき事項であり、施策を更に強化する必要がある。
また、食品リサイクル法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の4業種であり、学校などは法の対象となっていないことから、食品リサイクル法の対象とするよう検討する必要がある。
- ⑤ 食品廃棄物のリサイクル促進のため、リサイクル施設の整備促進が重要である。

＜具体的要求内容＞

新型コロナウイルス感染症の影響は、食の各分野にも及んでおり、食品ロス削減に当たっては、フードサプライチェーンの強靱化、安全・安心志向の高まり、社会貢献意識の高まりなどの変化を的確に捉え、対応していくことが必要である。食品廃棄物の発生抑制及びリサイクル促進に当たり、次のとおり取り組むこと。

① フードサプライチェーンが複雑に絡み合う過程で発生する食品ロスの削減に向けて、事業者、消費者、行政等の各主体の連携の下、実効性ある取組が進むよう施策を講じること。

② ワーキングチームにおける議論等を更に進め、賞味期限の延長など一部企業で行われている取組を業界全体に広げる方策を検討するなど、商慣習による食品ロスの削減に引き続き取り組むこと。

また、A I、I C T等の情報通信技術を活用した流通段階における食品ロスの発生状況を事業者自らが把握するシステムの普及など、具体的な削減につながる施策を早急に打ち出すこと。

あわせて、フードバンク等を活用し、発生した食品ロスの寄贈や再流通を促進すること。

③ 消費者の食品ロスに関する実態把握や理解促進が進むよう、行政や事業者等における削減の取組を積極的に情報発信するとともに、食品ロス削減に関して体系的に理解できる普及啓発資材の開発や、知識を得る機会の創出を積極的に図ること。

④ 令和元年7月に告示された食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促進のため、目標値の見直しを検討すること。

また、学校給食用調理施設について、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、食品リサイクル法の対象とするよう検討すること。

⑤ 食品廃棄物リサイクル施設の整備促進を図ること。

18 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・港湾局)

危険な特定外来生物であるヒアリ等を国内へ侵入定着させないため、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進めるとともに、ヒアリ等が確認された場合には速やかに防除を実施すること。国以外の者が防除を行う場合には、十分な財政支援及び技術支援を実施すること。

<現状・課題>

平成29年6月9日に兵庫県尼崎市において国内で初めて特定外来生物である「ヒアリ」が確認されて以降、これまでに「ヒアリ」及び「アカカミアリ」（以下「ヒアリ等」という。）が全国各地の港湾施設のみならず物流拠点でも確認されている。

ヒアリ等は攻撃性があり、人体への被害等を及ぼす生物であることから、ヒアリ等が国内に定着した場合、国民の生活に大きな影響を与える可能性がある。

また、ヒアリが定着している米国では、人体への被害に加え、年間の経済損失が60億ドルに上ると報告されており、その駆除に要する労力やコストは甚大なものとなることから、ヒアリ等の定着防止は正に喫緊の課題である。

そのためには、ヒアリ等を海外から侵入させないための予防的な防除が何より重要であるとともに、侵入が見られた場合には、初期段階における徹底的な防除と継続的なモニタリング調査による定着防止措置が必要である。

さらに、ヒアリの有翅女王アリが令和元年9月から10月にかけて東京港青海ふ頭において見つかるとともに、最近も全国各地で発見事例が続いていることから、今後は定着を想定した備えも必要である。

よって、次の事項について、国の緊急的かつ継続的な実施を強く求める。

<具体的要求内容>

- (1) 特定外来生物被害防止基本方針（平成26年3月18日閣議決定）の趣旨を踏まえ、今後とも関係地方公共団体との緊密な連絡調整の下に対策を講じること。
- (2) ヒアリ等が定着している海外港湾等からの貨物に対し、ヒアリ等の混入を防止する方法等を検討し、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進める等、海外からの貨物に係る予防的防除を実施すること。
- (3) 上記(2)の対策が講じられるまでの間、東京港の外貿コンテナふ頭及びその周辺におけるヒアリ等の調査について継続して実施すること。
- (4) ヒアリ等が確認された場合には、速やかに根絶及び拡散防止のための措置

を講じること。

- (5) 今後も既にヒアリ等が定着している国や地域からのコンテナを取り扱う国際港湾・空港エリアからヒアリ等が侵入することが想定されることから、コンテナの流通経路の把握、点検・調査の方法、緊急防除の実施体制など効果的な防除に関して検討し、関係事業者に早期に周知すること。
- (6) 国際港湾・空港エリア外にヒアリ等が侵入することを想定した対応について、具体的な方策を検討し周知すること。
- (7) 地方公共団体及び関係事業者が調査・防除等を実施する場合の財政支援及び技術支援を実施すること。

19 プラスチック対策の推進【最重点】

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) プラスチック等の資源利用の脱炭素化を進めるために、大幅なリデュース・リユース及び水平リサイクル技術の社会実装に向けた施策を推進すること。
- (2) リユース容器や再生樹脂の価格競争力を高めるため、経済的手法も含めた措置を検討し導入すること。

<現状・課題>

資源の大量消費が気候変動や生物多様性の損失を地球規模で引き起こしている。脱炭素社会を実現するために、使い捨て型の大量消費社会から持続可能な資源利用への大胆な移行を先進国が主導していく必要がある。

プラスチックは優れた素材であり、食品の保存等に欠かせないものであるが、その一方で、海洋ごみになった場合、海洋生態系に大きな影響を与えるリスクが増大しており、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。

使い捨てプラスチック容器包装・製品等の大幅な削減と使用済み容器包装・製品の水平リサイクルを実現する必要がある。

令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）では、（1）プラスチック使用製品の環境配慮設計及び使用の合理化の促進、（2）区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化、（3）製造事業者等による自主回収の促進、（4）排出事業者による排出の抑制及び再資源化の促進といった措置が盛り込まれたが、プラスチック資源循環を促進するため、各主体が実効性のある取組みを行うことができるように、国が積極的にイニシアティブを発揮することが重要である。

第5回国連環境総会では、2024年までに法的拘束力のあるプラスチック汚染対策に関する国際協定の制定を目指すことが合意された。プラスチックの汚染対策及び資源循環を今後一層促進するためには、プラスチック資源循環法ではカバーされていないリユースの促進策や、高度な水平リサイクル技術によって得られた再生樹脂が市場で優先的に選択される仕組み作りも喫緊の課題として検討する必要がある。また、プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向けた具体的なビジョンやルールを社会全体で議論するとともに、経済的手法も含めた施策を検討することが重要になっている。

<具体的要求内容>

- (1) 大幅なリデュース・リユースに向けた実効性ある制度の構築

指定容器包装利用事業者の判断の基準となるべき事項（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第7

条の４）及び容器包装多量利用事業者の定期報告制度（同法第７条の６）の見直しを行い、プラスチック製の使い捨て容器包装・製品の大幅な削減やリユース容器への切替えなどを促進する実効性ある制度を構築すること。

また、プラスチック使用製品設計指針においてバイオマスプラスチックの利用を検討することが規定されているが、原料採取に係る持続可能性やリサイクル容易性等を十分に配慮すべきであることを周知すること。

さらに、使い捨てプラスチック容器のリユース容器への移行を促進するため、洗浄施設の整備等リユースに対する支援措置を講ずること。

（２）プラスチック使用製品廃棄物の再商品化等に係る区市町村の負担軽減等

プラスチック資源循環法第６条第１項に基づき区市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を行う際には、要する経費に対し特別交付税措置を講ずることとしているが、具体的な算定要領等について早期に提示するとともに、区市町村に過度な負担が生じることなく安定的に取組を実施できるよう、十分な金額を措置すること。また、プラスチック資源循環法の施行後においても、必要に応じて制度の見直しを図り、区市町村の負担を軽減する施策を講ずること。

区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化や排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化（同法第７章）の拡大に応じて、中間処理施設や材料リサイクル又はケミカルリサイクル施設の施設容量の増が必要となることから、区市町村・事業者による施設の新設・増設等を支援すること。

（３）リユース容器や再生樹脂の利用拡大に向けた経済的手法の検討

リユース容器や再生樹脂の利用拡大を図るため、「リユース容器と使い捨て製品」及び「再生樹脂とバージン樹脂」との価格差を埋めるための経済的手法の導入を検討すること。例えば、原料ナフサを対象とした炭素税の導入又は米国や欧州諸国が導入しようとしている使い捨てプラスチック製品へのバージン樹脂課税により使い捨てプラスチック製品やバージン樹脂利用の抑制を図るとともに、その財源をリユースシステムの普及や水平リサイクル技術の開発、社会実装への支援措置に充てること等が考えられる。

（４）資源利用に係る脱炭素化ビジョン等の検討

プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向け、循環型社会形成推進基本計画の改定等を通じて、具体的なビジョンやルールに関する検討を進めること。

20 学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進

(提案要求先 文部科学省・農林水産省)
(都所管局 教育庁)

学校給食におけるプラスチック製品の削減等、環境への配慮について、自治体及び給食物資を提供する事業者に対し意識啓発を行うこと。特に、都道府県による学校給食用牛乳供給事業者の決定に当たっては、環境配慮等の取組も評価し事業者決定が行われるよう、学校給食用牛乳供給対策要領を見直すこと。

<現状・課題>

令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、ワンウェイプラスチック（※）の提供事業者が取り組むべき事項の判断基準が示されるなど、プラスチック製品の削減に向けた社会の気運は高まっている。

また、環境負荷の低減のみならず、児童・生徒への環境教育の面からも、学校給食を通じたプラスチックの削減は重要である。

現在、学校給食で使用する食器や物資については、プラスチックが使用されている実態がある。学校給食で使用する食器や物資を提供する事業者は、学校設置者である自治体の判断によりその選定及び契約が行われており、プラスチックの削減に向けては、自治体に対する意識啓発はもちろんのこと、各自治体がプラスチック削減等、環境に配慮した事業者を選定しやすくなるよう、事業者に対する意識啓発を行っていくことも必要である。

特に学校給食用牛乳については、飲用に当たり、プラスチックストローが使われているため、日々、大量のプラスチックごみが排出されている。

給食用牛乳の供給事業者の決定に当たっては、「学校給食用牛乳供給対策要領」において「都道府県知事は、徴集した見積価格表を比べ、区域ごとに予定価格以下で、最も低い価格を当該区域の供給価格とし、原則として、その価格を提出した乳業者を当該区域の供給事業者とするものとする。」と規定されており、原則として、価格競争のみにより供給事業者を決定している現状がある。

安価での供給は保護者負担の軽減の上で重要ではあるが、その一方で、環境への負荷を軽減するため、牛乳パックの形状変更によるストローレス化や代替素材等で作られたストローの採用など、供給事業者による環境への配慮等の取組を促進する必要がある。

※ワンウェイプラスチックの例…プラスチックで作られたストロー、スプーン等

<具体的要求内容>

学校給食の実施において、学校設置者である自治体及び給食物資を提供する事

業者に対し、プラスチックの削減等、環境への配慮について意識啓発すること。

また、都道府県が学校給食用牛乳の供給事業者を決定する際に、プラスチックの削減をはじめとした環境への配慮等、各自治体における政策的課題への取組についても評価の要素に加え事業者を決定する取組が促進されるよう、「最も低い価格を提出した乳業者を供給事業者とする」としている学校給食用牛乳供給対策要領を見直すこと。

2 1 国立公園の活用【最重点】

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 東京にある3つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。
- (2) 国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。

<現状・課題>

都心部に近接する東京の国立公園は、国内外から年間約1,700万人の観光客が来訪しているが、その魅力や自然の豊かさについての認知度は高くなく、アクセスや利用のための施設も限られているなど、ポテンシャルが十分に引き出されているとはいえない。

一方、国は観光振興について、国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を目指す「公園満喫プロジェクト」を推進しており、この中で阿寒摩周国立公園など、先行して対象となった全国8か所の国立公園において重点的な投資を行っているが、8公園に準じる公園として追加で対象となった富士箱根伊豆国立公園も含め、東京の国立公園への対応はいまだ十分ではない。

国立公園事業については、平成17年度にそれまで都道府県に措置されてきた補助金制度が廃止され、国が直轄事業として執行することとなったが、その対象事業は限定的なものとなった。

さらに、国が行うとした事業の進捗も、極めて不十分であるため、現在、国立公園施設の老朽化が進行している。

一方、都が事業を実施するに当たっては、国立公園整備事業等を対象に平成27年度に自然環境整備交付金が、平成29年度に環境保全施設整備交付金がそれぞれ整備されたが、いずれも国の予算は十分なものとは言えず、必ずしも継続的な措置とは言えない状況である。

ついては、各地域の実情やニーズ、あるいは利用の状況等に応じて、国立公園を適正に活用していくために、次の取組を早急に進めることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京にある3つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。

また、国立公園内のアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツアーリ

ズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。

その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭におき、保護と利用のバランスを十分に図ること。

- (2) 国立公園の事業は、自然公園法上、国が執行することが原則であることから、これらについて、着実に行うとともに、事業の対象を拡大すること。

さらに、東京都域の利用施設整備に係る国立公園事業について、国による執行が一部に限られ不十分なこともあり、これまで東京都が担ってきた経緯がある。こうした現状に鑑み、やむを得ず都が行う場合には、必要な財源を措置するとともに、執行のための協議を一括で行うなど、迅速に事業が行えるよう制度の運用を図ること。

また、国立公園整備事業を対象にした地方自治体に対する自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、十分な予算措置を図り、継続的な支援を行うこと。

2 2 廃棄物・リサイクル対策の拡充

1 希少資源の循環促進や有効活用に向けた取組を強化

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

希少資源の循環促進や有効活用に向けた取組を強化すること。

<現状・課題>

平成25年4月に施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律により、希少金属の再資源化に向けた使用済小型家電のリサイクルの仕組みが構築された。東京2020大会に向けた「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」などを契機に、都内でも多くの区市町村が小型家電リサイクルに取り組むようになったが、国民に広く浸透しておらず、希少金属が十分に有効活用されているとはいえない状況にある。

加えて、今般のウクライナ危機を受けたロシアへの経済制裁により、パラジウム等希少金属の需給がひっ迫することが懸念されている。この状況が長期化するおそれもある中で、希少金属を比較的多く含有するパソコンをはじめとした小型家電のリサイクルの重要性が増しており、資源の有効活用に向けてこれまで以上の積極的な後押しが必要となっている。

<具体的要求内容>

ロシア・ウクライナ情勢を踏まえ、国民に対する小型家電リサイクル制度のさらなる普及啓発など、希少資源の循環促進や有効活用に向けた取組を強化すること。

2 新型コロナウイルス感染症対策の充実【最重点】

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

廃棄物処理・リサイクルの仕組みを維持するため、新型コロナウイルス感染症対策を充実すること。

<現状・課題>

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、廃棄物の処理業者（収集・運搬、処分、リサイクル）その他の廃棄物処理に関わる事業者は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられている。

こうした中、国は、廃棄物の適正かつ円滑な処理に向けた通知やQ & Aを適時発出するなど、社会インフラとしての廃棄物処理が円滑に実施されるよう、マスクや消毒液の必要資材の確保に向けたメーカー等への働きかけも含め、様々な対策を講じてきた。その甲斐もあり、今では個人防護具の使用、消毒の徹底等の安全対策が定着するに至った。

しかし、新型コロナウイルスについての研究調査が進み、環境における生存期間その他の性状についての情報が明らかになってきたが、変異種が確認されるなど、依然として不明な点が多く残されており、未知のウイルスへの感染の不安が払拭されたとは言い難い。

新型コロナウイルスの収束が見通せないことから、廃棄物処理・リサイクルにおける新型コロナウイルスへの対応は今後も実施していく必要がある。

<具体的要求内容>

新型コロナウイルス感染への不安を払拭するため、廃棄物の排出、収集・運搬、処分、リサイクルの各段階における新型コロナウイルスの付着可能性、生存期間等の性状を調査し、地方自治体及び関係業界に対して情報提供を行うとともに、詳細な感染防止対策を示すこと。

２３ 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (１) 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化に当たっては、国が全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (２) システム構築に際しては、公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築や証明書に代わる自動確認の仕組みなどを導入し、申請受付から審査までを完結できる機能を持たせるなど、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

産業廃棄物処理業の許可事務は法定受託事務であり、審査に際しては、適正な業務の遂行を期待し得ない事業者を確実に排除するため、法に定める欠格要件に該当しないか調査することが求められている。そのため、国の通知等に基づき、商業登記簿などの確認のほか、申請者である個人や法人が欠格要件に該当しないか、区市町村や検察庁宛てにも照会を行い、これら証明書を紙で取得した上で、審査を完結させている。

当該事務は法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、都道府県をまたいで活動する事業者も多いことから、電子申請・審査の導入に当たっては、全国一律に実施する必要がある。

また、申請受付から審査までをシステム上で完結できる機能を持たせ、利便性を高めるには、関係行政庁から電子証明書を取得できるネットワークの構築やシステム連携などが必要であるが、自治体の権限では実現困難である。

<具体的要求内容>

- (１) 産業廃棄物処理業の許可申請等は、法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、申請者の利便性及びデータ収集・活用の観点からも、国の負担において全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (２) システム構築に際しては、以下のような措置を講じること。
 - ① １つの申請案件の中で、紙書類と電子書類の混在を避けるため、審査に必要な公的証明書を発行する関係行政庁とのネットワーク構築や、証明書に代わる自動確認の仕組みの導入などを図り、申請から審査までをシステム上で完結できる、一括システム化を検討すること。
 - ② 申請案件のうち、車両の変更等、複数の自治体へ同一内容の申請を行っているものは一括申請できるようにするなど、手続の合理化を図ること。
 - ③ 都道府県等に新たな負担が発生することのないよう、都道府県等の独自システムとのデータ連携を含めて検討すること。

- ④ システム化した場合、特に、積替え保管施設や処理施設の審査では、図面や設計計算書など多くの書類をネットワーク上に保存することとなる。そのため、システムの安定利用に必要不可欠な高速・大容量のネットワーク通信環境の確保、クラウドの利用、ハードウェアの整備等に対しても、都道府県の実情に合わせた助成について検討すること。
- ⑤ 電子申請に対応することができない事業者に対する技術的・財政的な支援も国が主体となって実施すること。

2 4 狩猟免許更新等における柔軟な対応

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 都民の利便性向上のため、狩猟免許更新に係る講習実施の柔軟な適用が可能となるよう規則を見直すこと。
- (2) 狩猟免許更新等の手続全般において、感染症対策等を踏まえた柔軟な取組が可能となるよう、効果的、効率的な実施方法を確立すること。

<現状・課題>

狩猟免許の試験及び更新に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「法」という。）第48条第1号、法施行規則第52条から54条までに規定する適性試験などを行うこととなっており、現在都では、本人の来庁又は更新等会場への来場により手続を行っている。

また、法施行規則第61条において都道府県知事は狩猟免許の更新を受けようとする者に対し、3時間以上の講習を適性試験に併せて行うこととなっている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対応として、国の事務連絡により、郵送したテキストや資料、WEB上の動画などを活用し、受講者の自宅において学習することで同条に規定する3時間の講習に代替することも可能となったものの、現行の法施行規則では、手法が限定され、受講者の負担となっている。

さらには、法施行規則第55条及び国の通知において、適性試験、知識試験及び技能試験の試験実施順序や各試験の同日開催など、規定に沿って行うこととなっており、柔軟な開催が妨げられ、受験者等の負担に繋がっている。

令和3年度は、上記の規定を踏まえた対応を図った上で、感染症対策の観点から1回当たりの受験者数の制限を設けた一方、多くの受験希望者が受験できるよう、試験回数を追加するなどの対応を実施し、都道府県の負担が増大した。

このように、狩猟免許試験及び更新等の手続全般において、感染症対策を兼ねた取組が求められる中、受験者等や都道府県双方の負担に繋がっているのが現状である。

<具体的要求内容>

- (1) 受講者を一カ所に集めての講習会形式にとらわれることなく、動画配信といったデジタル技術を活用し、場所や時間に柔軟性を持たせた講習が実施できるよう法施行規則を見直すこと。
- (2) 狩猟免許更新等の手続全般において、都道府県が感染症対策等を踏まえた柔軟な取組を図ることが可能となるよう、効果的、効率的な実施方法を確立すること。